

第5章 具体的施策の展開

I 子ども・若者

私たちは愛情に包まれて育ちたい

～子どもの権利・健やかな成長・自立する力～

1 こえを社会に届けたい

一人ひとりの子どもたちが、かけがえのないすばらしい存在として認められ、良い環境の中で育てられながら、子どもと大人がともに生きる社会を目指します。

(1) 子どもと若者の権利・社会参画の推進

(基本的な考え方)

子どもが一人の人間としてその意思が最大限に尊重され、自分の意見を表明することができ、自己実現を図ることができるような社会の実現に取り組みます。

また、子どもを保護の客体とするのみならず、「子ども市民」と捉え、権利の主体として、子どもの意思を施策に反映するため、子どもの参加・参画を図ります。

① 子どもと若者の権利を守る

【現状と課題】

子どもの最善の利益を考慮して、子どもの権利を尊重し、実現することを目的とした「児童の権利に関する条約」が平成6年に批准されました。

また、増加する児童虐待の防止のため、平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。さらに、平成20年には「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、児童安全確認等のための立入調査の強化や保護者に対する面会・通信等の制限の強化等、児童虐待防止対策が強化されました。

県においても、平成21年に「青少年健全育成条例」を改正し、青少年を犯罪被害から守り、非行や不良行為を防止するための環境の整備を強化しています。

しかしながら、児童虐待及び学校でのいじめ・暴力行為の増加、少年非行などの問題行動、薬物乱用の低年齢化、児童ポルノなどの性の商品化など、子どもの人権をめぐる問題は複雑化・深刻化しており、更なる対策が必要とされています。

また、このような問題の要因の一つとして、大人が子どもを未熟な存在として支配的な意識を持ったり、保護や教育の対象としてのみ見ることによって、子どもの主体性や社会性の欠如を招いていることが考えられます。

様々な施策の中で、子どもを保護の客体として捉えるだけでなく、権利の主体として認め、子ども自身が自分にはかけがえのない存在であると感じ、自立して生きていけるよう、子どもの意見や意思を尊重するための取組を進めることが必要です。

【施策の方向と具体策】

1 子どもと若者の権利を守るための啓発を推進します。

- ①家庭における子育てを通じた人権教育の大切さを啓発するとともに、家庭への支援と学校教育等の充実を図ります。
- ②子どもに対する暴力・虐待の防止や、子どもの社会的自立に向けて、児童福祉機関、家庭、学校、地域社会が連携して子どもの保護・支援を推進します。
- ③障害のある子ども、外国籍の子どもなど、多様な子どもの人権問題に包括的に取り組む仕組みづくりを推進します。
- ④子どもの権利保護のため児童買春や児童ポルノ等、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪の防止を図るとともに、子どもの人権意識を高めます。

2 子どもと若者の権利を守るための具体的な方法を推進します。

- ①すべての子どもが生命に対する固有の権利を有することを周知します。
- ②子どもたちが豊かな人権感覚や人権問題を解決しようとする実践的な行動力を身につけることを推進します。
- ③子どもたち自らが相手の立場を理解し、「いじめはしない、させない、見逃さない」という思いやりのある心の育成に取り組みます。
- ④子どもたちが「自分の命は自分で守る」という意識を持ち、犯罪の被害に遭わないようにするための教育を推進します。
- ⑤子どもたちの人権を擁護し、相談者及び救済の申し立て者が不利益を被らないよう、子ども本人からの相談に適切に応じる体制の充実を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
教職員の研修	学校教育に対する地域社会からの信頼を得るために、教職員の人権意識を高める研修を実施するとともに、人権教育推進のための資料を刊行し、教職員が児童生徒一人ひとりの個性を認め、共感的で、きめ細かな指導力を身に付けられるようにする。 (教育庁指導課)
子どもの人権学習	子どもたちが、教育活動全体を通して各教科等の特質に応じた人権について学び、豊かな人権感覚や人権問題を解決しようとする実践的な行動力を身につける。 (教育庁指導課)
大人の人権学習	学校教育や様々な組織・団体との連携を図りつつ体験や交流を重視し、子どもの人権に配慮した子育てのあり方について学ぶ。 (教育庁生涯学習課、教育庁指導課)
児童福祉施設等職員研修	児童養護施設等に入所する子どもの権利を守るために、施設職員に対して研修を行う。 (児童家庭課)

<p>中核地域生活支援センター事業</p>	<p>子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、民間サイドの福祉サービスの拠点となる「中核地域生活支援センター」を設置し、一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う。 (健康福祉指導課)</p>
<p>子どもの権利ノートの作成</p>	<p>子どもの権利・参画のための研究会が提言した「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」にある「子どもはひとりのかけがえのない存在として、生きること（生存）、守られること（保護）、育つこと（発達・成長）、参加すること（参画）に関する権利が守られること」を子どもたち自身に伝えるため、子どもの権利ノートを作成し、施設入所児童等に配布する。 (児童家庭課)</p>
<p>(仮)子ども人権擁護委員会の設置検討</p>	<p>相談者及び救済の申し立て者が不利益を被らないよう公正かつ適切に子どもの人権擁護を推進する中核的な機関の設置について、類似機能を持つ他機関との整合性を図りつつ、総合的に検討する。 (児童家庭課)</p>
<p>外国人児童生徒等教育相談員派遣事業</p>	<p>外国人の児童生徒等の母語を理解する者を教員の補助者として県立学校に派遣し、日本語指導及び適応指導の充実を図る。 (教育庁指導課)</p>
<p>有害環境浄化等の推進</p>	<p>青少年健全育成条例に基づき、書店、ビデオレンタル店等の有害図書等の区分陳列等や、カラオケ、インターネットカフェ、まんが喫茶、個室ビデオ店における青少年の深夜入場の禁止等の徹底について、立入調査や指導を実施する。 (県民生活課)</p>
<p>子どもが犯罪の被害に遭わないようするための防犯講話等の推進(再掲)</p>	<p>学校等と協働した不審者侵入事案の対応訓練、また、子どもに対する被害防止方法にかかる講話を推進し、子どもの自主防犯意識の高揚を図り、被害の未然防止を図る。 (県警生活安全総務課)</p>

② 子どもと若者の参画

【現状と課題】

小さい頃から発達の段階に応じた社会体験、自然体験、地域でのさまざまな活動に参画し、社会的自立のための基礎的な能力の育成を図ることが重要です。

特に、大人社会の入り口にいる中・高校生を地域社会の一員として受け入れる機会を創り出し、多様な世代と交流を深めることにより、大人となるための身近なモデルを発見し、実体験を通じて学ぶことにより、自立する能力の向上・発揮ができるようになります。

子どもたちを地域社会の一員として受け入れ、社会参画を促すためには、子どもたちが、十分に意思形成できるよう、あらゆる場面を利用して、子どもたち自身に関する情報を発信・提供する機会を設けることが必要です。

また、子どもや若者の発達の段階に配慮しつつ、大人が子どもと対等な意識に立って子どもの意見に耳を傾けるとともに、子どもが自らの意見を率直に表明できる機会を設けることが必要です。

【施策の方向と具体策】

1 子どもへの情報提供を推進します。

- ①子どもたちが理解しやすい情報がいつでも入手できるよう、環境を整備します。
- ②子どもたちからの質問に答えられるよう、日ごろから、子どもの意識に立った対応を心がけます。

2 子どもや若者の意見・意思の反映を推進します。

- ①子どもや若者の意見を積極的かつ継続的にくみ上げるルール作りを推進します。
- ②保護者及び保育所、幼稚園、子育て支援拠点、放課後児童クラブ、学校等の関係者等に対し、講演会や研修等を通じて、子どもや若者の社会参画の促進を啓発し、家庭・学校・地域のあらゆる場で子どもや若者が役割を与えられ、所属感や貢献感を実感しながら育てる社会の構築を推進します。
- ③「子どもの自治活動」を支援していくとともに、社会が子どもの意見や人権を尊重する意識の醸成を図ります。

3 子どもや若者が子育て観や勤労観・職業観を養う機会を増やします。

- ①幼児期においては、家族や身近な人、あこがれの人の喜びややりがいに触れる機会を多くし、将来の夢や希望をもたせます。
- ②小学校においては自己の将来について考える力を、中学校及び高等学校においては主体的に進路を選択する能力・態度を育成し、勤労観・職業観を養うキャリア教育を推進します。
- ③子どもや若者が乳幼児と触れ合う機会の充実を図り、子育て観を育成します。

事業名	事業の内容(担当課)
子ども向け情報の発信事業の充実	県政に対する子どもの興味を喚起し、理解を深めるため、子どもに対するホームページを拡充する。 (児童家庭課、県庁各課)
子どもの参画推進事業	平成19年に実施した「子どもの実態・意識調査」をもとに、子ども自身の声を踏まえながら、子どもの参画についての具体的施策の検討を進める。 (児童家庭課)
子ども・若者と協働して取り組むキャンペーンの実施	児童虐待防止のためのオレンジリボンキャンペーンを始め、県が主催するイベントやキャンペーンの実施にあたっては、子ども・若者と協働して行い、子ども・若者の参画を推進する。 (児童家庭課・県庁各課)
心の教育推進キャンペーン(再掲)	幼稚園における規範意識の育成について、授業公開を行うとともに、この実践を掲載した実践事例集を作成し、全公立幼稚園に配布する。 (教育庁指導課)
親力アップいきいき子育て広場(再掲)	子どもの発達段階に応じた生活習慣、食育等も含めた家庭教育に関するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」を随時更新するとともに、コンテンツの開発を進め内容の充実を図る。また、家庭での悩みなどをメール相談で対応する。 (教育庁生涯学習課)
キャリア教育推進事業(再掲)	学校の夏季休業中に、小・中・高校生を対象として、県内各地で科学や先端技術を体験する講座を開設したり、子どもが親の職場を訪問する「子ども参観日」を県内に広めるキャンペーンを実施したりするなど、子どもたち一人一人の勤労観・職業観を育成するキャリア教育を推進する。 (教育庁生涯学習課)
「総合的な学習の時間」新たなキャリア教育推進事業(再掲)	研究指定の中学校及び高等学校において、実社会のニーズを踏まえ「総合的な学習の時間」を中心とした年間のキャリア教育カリキュラムを開発し、教育課程への位置づけを推進する。特に、外部人材による授業等を活用し、職場体験などの体験活動の充実を図るとともに、現実的進路探索につなげる。 (教育庁指導課)

2 健康でいたい

すべての子どもたちの心と体の健やかな成長が守られるよう、妊娠・出産から乳幼児期を通して、母子の健康確保のための環境づくりを支援します。

(1) 子どもの健康

(基本的な考え方)

子どもが心身ともに健やかに成長・発達し、愛情に包まれた生活が送れるよう支援します。

① 子どもの健康の増進

【現状と課題】

子どもの心や身体の健康については、市町村や保健所において実施される乳幼児健康診査や健康相談、健康教育等において支援していますが、1歳6か月児健康診査の受診率93.0%（平成20年度）、3歳児健康診査の受診率88.5%（同）と、約1割が健康診査を受診していない状況です。

健康診査は、保護者の育児不安の解消を図るとともに、親や児童の健康問題、家族の状況に係る問題等に関連した虐待発生のハイリスク要因を早期に発見し、虐待の発生产予防につなげる重要な場となっています。

利用者の立場に立った、よりきめの細かい支援体制を組み、受診率の一層の向上を図るとともに、未受診者の把握や健康診査で継続指導が必要と判断された親や児童の支援体制の充実を図ることが重要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査の未受診児の状況把握	1歳6か月児健診85% 3歳児健診77% (H20年度)	100%

【施策の方向と具体策】

1 乳幼児健康診査の内容の充実、受診率の向上を図ります。

①乳幼児健康診査の内容や実施体制を更に検討し、子どもの健康上の問題を早期に発見し、適切な療育につなげる機能の充実を図るとともに、親子の心の相談機能、親の育児力の形成や育児中の親の交流の場としての機能も充実させます。また、歯科健診についても第一大臼歯の虫歯予防や歯科疾患に係るハイリスク児童への適切な対応を推進するよう努めます。

②乳幼児健康診査の未受診者への対応については、未受診者の家庭にこそ問題があるという視点から、保健師のみならず地域の人的資源や医療機関等を活用して状況把握を

行い、受診もれ、対応もれがないように関係機関の連携を図ります。

2 特に療育の必要な子どもへの継続的な支援を行います。

- ①慢性疾患等により長期の療養生活を送る子どもとその親に対して、専門家による相談会や研修会などにより、療養生活上の知識や新しい情報の提供を図ります。
- ②母子保健担当課、保育所、幼稚園等、子どもの養育に関わる機関の連携を強化し、心や身体に問題を抱える親子に対して一貫した支援を提供できるように努めます。

事業名	事業の内容(担当課)
母子保健指導事業	母子保健関係職員の資質を向上するため、また、母子保健における推進員活動の意義を啓発し、母子保健の推進について協力を得るため、研修会を開催する。 母子保健施策の総合的かつ効果的な実施及び今後の母子保健施策のあり方について検討し、関係諸施策との調整及び関係機関との連携を図るため、母子保健連絡協議会(市町村)・母子保健推進協議会(保健所)・母子保健運営協議会(県)を開催する。(児童家庭課)
母子専門相談(長期療養児健康相談事業、長期療養児療育指導事業、療育相談事業)の実施	精神・運動発達面に障害を来し、将来、長期の療養を余儀なくされる恐れのある児童(自閉症やADHD、LD等の発達障害を含む)について、医師、保健師、臨床心理士等が集団指導や個別相談に応じることによって、障害を早期に把握し、児童の健全な発達を促進する。(児童家庭課)
先天性代謝異常検査等の実施	フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、放置すると知的障害などの症状を来す心配があるため、新生児期に血液検査を行い、早期に発見、早期に治療を開始することにより、障害の防止を図る。(児童家庭課)

② 食育の推進のために

【現状と課題】

ライフスタイルの多様化により、食生活が乱れ、栄養の偏りや肥満・過度の痩身の増加、若年層を含めた生活習慣病の増加等、「食」に起因する健康上の問題が深刻化しています。

県では、平成20年11月に県食育推進計画である「元気な『ちば』を創る『ちばの豊かな食卓づくり』計画」を策定し、「1 親から子へつなぐ生命（いのち）」（家庭における食育）、「2 人から人へつなぐ文化」（学校における食育）、「3 作り手から買い手へつなぐ食べ物」（食農教育）、「4 わたし、あなた、みんなへつなぐ輪」（学校、家庭、地域が連携した食育）の4つの柱で、食育を地域に根ざした県民運動として推進しています。

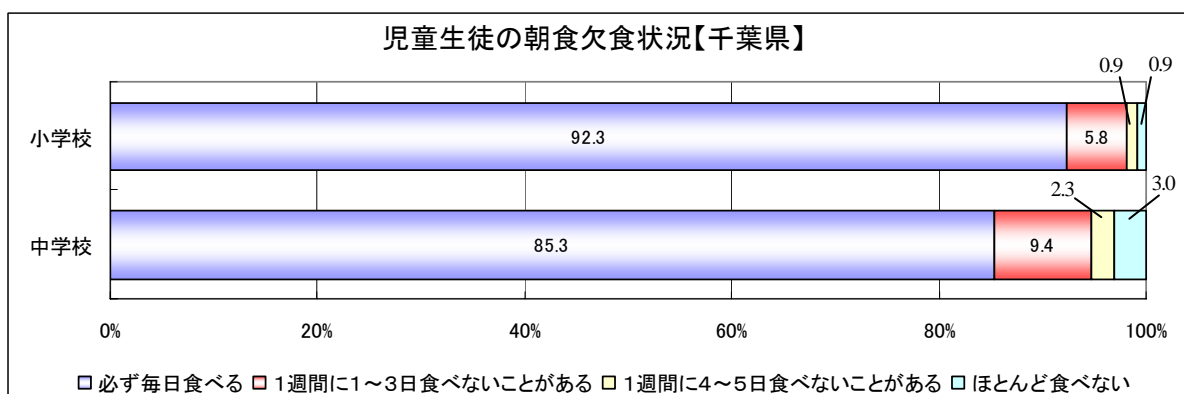
食材本来の味、郷土の味や食文化を、様々な体験を通して学ぶことで、自分の食を大事にした生活の基本を身につけ、健康な身体を育んでいくことが大切です。

「食」の基本は家庭であり、食育は、本来、家庭で行われるべきものです。しかし、家庭がその役割を果たせなくなっている現状の中で、家庭のみならず、学校・地域等において食を学ぶ多様な機会を設け、食育を推進していかなければなりません。食育は健康・教育・農業など幅広い分野にまたがる裾野の広い取組みであることから、地域の各分野で活動されている方々が連携・協働して支援していく必要があります。

また、柔らかさを嗜好する食生活や調理済み食品の増加により、子どもの噛む力が弱くなり、言葉や脳の発達などへの影響が懸念されます。

そこで、噛む力を育てることで、^{せつしよくえんげ}摂食嚥下機能の発達を促し、豊かな生活を送ることができるよう支援する必要があります。

(関連データ)



(平成21年学校給食実施状況調査)

【施策の方向と具体策】

- 1 子ども一人ひとりの成長発達段階に応じた「食べる力」を育みます。

- ①親や食育関係機関に、食に関する知識や技術を積極的に提供し、子どもの心と身体の健康を保持するための知識の普及に取り組みます。
- ②発達段階に応じて噛む力を育て、摂食・嚥下機能の発達を支援し、良い食習慣を持たせるよう、乳幼児を持つ親や保育所・幼稚園・学校関係者への研修・啓発に取り組みます。

2 農業体験や郷土料理教室など学校・家庭・地域で連携して「食べる力」を育む環境を整備します。

- ①「食育ボランティア」の活動を推進し、農業体験、食品製造工場見学、郷土料理教室、親子料理教室など、多様な体験の場を創出します。
- ②食について楽しく学びながら、自らの食生活を振り返り、より望ましい食習慣を身に付け、郷土の食文化についての理解や食に関わる人に感謝するなどの豊かな心をはぐくむため、計画的・継続的・組織的に食に関する指導の充実を図ります。
- ③学校給食の食材として千葉県の地場産物を活用し、より安全・安心な給食の普及・定着を図るとともに、学習と結びつけた効果的な食育を推進します。

事業名	事業の内容(担当課)
ちば食育活動促進事業	「食育」を推進するため、推進体制の整備、民間と行政が連携した食育の推進、学校教育や地域で郷土料理などの調理実習や農業体験の受け入れなどを行っている「ちば食育ボランティア」の活動促進などの事業を実施する。 (安全農業推進課)
子どもの健康づくり事業	子どもの頃からの適正な食習慣及び生活習慣の定着を図るため、学校や地域と連携した食育事業を実施する。 (健康づくり支援課)
いきいきちばっ子食育推進事業	学校における食育を推進するため、学校給食研究校を指定し、実践研究を行うとともに、市町村教育委員会や各学校等の食育担当者を対象とした研修会を実施する。 (教育庁学校安全保健課)
千葉の食文化まるごと体験	「郷土食講座」などを実施し千葉の食文化に関する理解促進を図る。 (教育庁文化財課)

③ 小児医療体制の充実

【現状と課題】

本県の15歳未満人口は平成17年の約83万4千人から平成20年の約83万3千人と減少している状況の中、入院を要する小児救急医療機関による二次救急医療体制により受診した小児救急患者は、平成17年度の約6万人から平成20年度の約6万4千人と増加しています。国の小児救急医療体制の取組状況調査によれば、その9割以上が入院を要しない軽症患者と指摘されており、それが、夜間休日診療に当たる病院小児科医の過重労働を引き起こし、小児科医が疲弊する要因の一つとなっています。

この背景には、共働き夫婦の増加により家庭で子どもの異常に気づくのが遅い時間帯になっていること、核家族化に伴い、子どもの健康に関する祖父母等の経験と知識が生かされていないことなどがあると考えられます。

また、現在、県の小児科医の数は人口10万人に対して9.5人であり、全国平均11.9人に比べて低い状況です。少子化や小児医療の不採算性等により、小児科を標榜する医療機関は減少傾向となっており、救急医療体制を含め小児医療体制の充実は重要な課題となっています。

【施策の方向と具体策】

1 子どもの病気について、保護者への情報提供を推進します。

- ①子どもの病気について保護者へ情報提供するとともに、小児救急電話相談体制を整備し保護者の不安感の軽減と救急医療の負担を軽減します。
- ②かかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の普及を図ります。
- ③子どもの医療費助成制度に関連した情報をわかりやすく提供し、広報活動の充実を図ります。

2 小児医療体制の充実を図ります。

- ①休日及び夜間に比較的軽症な小児救急患者の診療を行う小児初期急病診療所に対する運営費補助事業を実施します。
- ②二次医療圏単位で小児科を置く病院が輪番制で重症の小児救急患者を受け入れる小児救急医療支援事業を実施します。
- ③広域で小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院運営事業を実施します。
- ④千葉県こども病院で小児の三次救急医療を実施します。
- ⑤修学資金制度や研修資金制度などの活用により、小児科医の確保を図るとともに、必要な施策を国へ要望します。
- ⑥子どもを感染症から守るために、予防接種の市町村の相互乗り入れを促進します。

3 医療を必要とする子どもを支援します。

- ①子ども医療費助成制度の充実を図ります。

- ②小児慢性特定疾患の研究を推進し、その医療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担軽減のため、小児慢性特定疾患治療研究事業を実施します。
- ③未熟児養育医療、自立支援（育成）医療、結核児童療育医療など、特に医療を必要とする子どもの治療費の負担を軽減します。

事業名	事業の内容（担当課）
小児救急医療体制の整備	<p>小児救急医療体制の整備を図るとともに、県のホームページ、母子手帳別冊で広く情報を提供する。 （医療整備課・児童家庭課）</p> <p>1 初期救急医療体制（医療整備課） 以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。</p> <p>①小児夜間・休日急病診療所運営事業 広域を対象に、毎夜間・休日に小児救急患者を受入れる小児夜間・休日急病診療所の運営経費に対し助成する。</p> <p>②小児初期救急センター運営事業 市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。</p> <p>③小児救急地域医師研修事業 小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療及び児童虐待に関する研修を実施する。</p> <p>2 第二次救急医療体制（医療整備課） 以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。</p> <p>①小児救急医療支援事業 原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次医療救急患者を受け入れる。</p> <p>②小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対し助成する。</p> <p>3 第三次救急医療体制（病院局・医療整備課） 県こども病院及び各地域の救命救急センターで、重篤救急患者を受け入れる。</p>
小児救急医療啓発事業	<p>子どもの急病時の対応についてのガイドブックを配布する等の事業を実施する。 （医療整備課）</p>
小児救急電話相談事業	<p>夜間において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医等が対応し、適切な助言及び指示を行う事業を実施する。 （医療整備課）</p>

子ども医療費助成事業	子どもの医療費について、一定の条件の基に助成を行い、保護者の負担の軽減を図る。 (児童家庭課)
小児慢性特定疾患治療研究事業	児童の慢性疾患は、治療が長期にわたるため、国で定めた 11 疾患群について治療研究を推進し、その医療の確立・普及を図るとともに患者家族の医療費負担の軽減を図る。 (児童家庭課)
特に医療を必要とする子どもへの医療の給付事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・未熟児養育医療（未熟児） ・自立支援（育成）医療（身体に障害を残すおそれのある疾病で確実な治療効果のある手術等） ・結核児童療育医療（結核で入院治療を要する場合） (児童家庭課)
予防接種の市町村相互乗り入れの促進	子どもを感染症から守るために、予防接種の市町村の相互乗り入れを促進する。 (疾病対策課)

3 社会で生きる力をつけたい

子どもたちが、社会の一員としての責任を自覚し、心身ともに健康で、個性を伸ばしながら、ライフスタイルに応じて自己実現を達成できるよう、他者を思いやる温かい心、望ましい社会性や倫理観、さらには地域社会や環境に主体的に働きかけていく力の育成を目指します。

(1) 自立する力の基盤の育成

(基本的な考え方)

子どもたちが心身ともに健やかに育ち、生きる力を発揮し、自立した若者へと成長できるように、人間形成の基盤となる教育・保育の充実を図ります。

① 就学前の子どもの教育・保育の充実

【現状と課題】

就学前児童は、主に保護者の働き方により、幼稚園（全就学前児童数の30.9%）、保育所（同21.4%）、家庭での保育（同47.7%）と分かれており、特に、5歳以上児の66.9%が幼稚園、28.5%が保育所で養育されています。幼児期は人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、自分に責任を持ち、他人を思いやることができる心をはぐくむ教育など、幼児教育の一層の充実が求められています。子どもたちの置かれている状況に関わらず、すべての子どもたちが教育を受けることができるよう支援の充実を図る必要があります。

また、女性の社会進出や雇用・就業形態の多様化の進展により、就学前の児童にかかる教育、保育の社会的需要は質・量ともに増大しています。このため、保護者が必要ときに、必要なだけの保育サービスを受けることができる体制を整備することが必要です。

さらに、育児に不安や負担を抱える子育て家庭に対し、幼稚園や保育所が地域における子育て支援の拠点となり、育児相談の実施や交流の場の提供など、施設や機能を活用した子育て支援の充実を図ることが重要となっています。

【施策の方向と具体策】

1 良好な教育環境を確保するため、私立幼稚園への助成の充実を図ります。

①私立幼稚園の経営基盤を安定化し、教育環境の一層の向上を図るため、運営に要する経常的な経費に対し、補助します。

2 保護者の就労状況等、ニーズにあわせた保育環境の充実を図ります。

①年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助します。
②特定保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育等、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

3 幼稚園や保育所が地域における子育て支援の拠点となるよう推進します。

- ①幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対し、助成の充実を図ります。
- ②市町村が実施する保育所の子育て支援拠点の質の確保と普及を図るとともに、国から示された新しい制度の枠組のもとで、県としての支援のあり方を検討していきます。

事業名	事業の内容(担当課)
私立学校経常費補助事業	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対して補助する。 (学事課)
預かり保育推進事業	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 (学事課)
保育対策等促進事業(再掲)	多様な保育ニーズに対応するため、特定保育事業、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業等、さまざまな保育サービスを実施する市町村に対して補助する。 (児童家庭課)
子育て支援活動推進事業	保護者に対する教育相談事業、幼児教育に関する各種講座の開催及び地域の子どもたちを対象に遊びの場や機会を提供し、援助する事業を行い、幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 (学事課)
認定こども園の運営の適正化の推進	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく「認定こども園」に求められる子育て支援機能や教育、保育等の総合的に提供しうる機能が発揮されるよう必要な支援を行うとともに運営適正化の推進を図る。 (児童家庭課)

(2) 社会の中で個性が輝く「人間力」の醸成

(基本的な考え方)

子どもが「自ら学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する能力」や「他人を思いやる心、たくましく生きるための健康・体力や精神力」といった生きる力を身に付け、自立した社会の一員として成長することができるよう支援します。

① 心の教育のかなめとなる道徳教育の充実

【現状と課題】

平成21年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、「早寝・早起き」をする児童生徒の割合は、全国平均を上回っている一方、「学校の規則を守る」「友達との約束を守る」児童生徒の割合は全国平均をやや下回っています。

また、平成20年度の1,000人当たりのいじめの認知件数は10.9人で全国39位、高等学校における1,000人当たりの不登校生徒数は23.8人で全国44位となっており、本県のいじめの認知件数や高等学校における不登校生徒数は、全国的に見ても依然として多い状況です。

社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な子どもたちを育てていくために、道徳教育をかなめとした心を育てる教育に取り組み、人格形成の基礎作りを充実することが必要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
学校評価における保護者アンケートにおいて、「子どもの様子(規範意識や協調性)」に関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した保護者の割合	84.1% (H20年度)	85.0%

【施策の方向と具体策】

1 幼児期からの発達の段階に応じた道徳教育を推進します。

- ①家庭や幼稚園、保育所等関係機関との連携を図り、基本的な生活習慣や規範意識、生命を大切に思う心などを身に付ける取組を推進します。
- ②各学校における発達の段階に応じた道徳教育の充実を図ります。
- ③千葉県独自の各学校段階に応じた道徳教材を作成し、幼・小・中・高等学校における道徳教育を推進します。

2 郷土に自信と誇りを持つことができる教育を推進します。

- ①子どもたちが郷土の歴史や自然、文化などについてその良さを再認識・再発見し、未来に継承しようという意志をはぐくみます。

3 規範意識を高め、社会貢献態度をはぐくむ社会体験活動・ボランティア活動を推進します。

- ①集団生活の中でマナーやルールを守る指導を粘り強く行うとともに、様々な体験活動や教育活動全体を通して子どもたちに社会人として必要な規範意識を高め、社会貢献態度をはぐくみます。
- ②千葉県豊かな自然を生かした体験活動の充実を図り、子どもたちの豊かな人間性やたくましく生きる力を培います。

4 暴力行為・いじめや不登校をなくす教育を推進します。

- ①子どもたち自らが相手の立場を理解し、「いじめはしない、させない、見逃さない」という思いやりのある心の育成に取り組みます。
- ②子どもたちが心の健康を保ち、命の大切さを忘れないようにするため、いじめ、暴力行為、不登校等の未然防止、早期発見、早期対応につながるよう、スクールカウンセラー等の活用により、悩みを安心して相談できる体制を充実します。

5 人権を尊重し、差別を許さない教育を推進します。

- ①子どもたちが豊かな人権感覚や人権問題を解決しようとする実践的な行動力を身に付けることを推進します。
- ②子どもたちが加害者にも被害者にもならないよう、情報モラル教育の充実を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
道徳教育推進プロジェクト事業	学習指導要領改訂に伴い、小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、学識経験者や教員を委員とする委員会を設置し、千葉県としての道徳教育の進め方や道徳教材のあり方を検討する。 (教育庁教育政策課・教育庁指導課)
心の教育推進キャンペーン	県内の学校において授業公開を実施するとともに、心の教育啓発ポスター・実践事例集を作成し、幼稚園・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付する。また、ポスターについては図案募集を全県下を実施している。 (教育庁指導課)
「ちば・ふるさとの学び」テキストの活用促進	中学生が郷土の良さについて学び、生き方を考える「ちば・ふるさとの学び」テキストの活用のあり方について、活用推進校における実践事例等を報告し、全県での活用を促進する。 (教育庁教育政策課)
週末ふれあい推進事業	県立青少年教育施設の立地条件・機能を生かし、高齢者、親子とのふれあい体験のできる事業を展開するとともに、子ども会等の地域の指導者養成を合わせて行う。 (教育庁生涯学習課)
通学合宿への支援(再掲)	通学合宿は、子どもたちが地域の公民館等に2泊から6泊程度宿泊し、親元を離れ、団体生活の中で日常生活の基本を自分自身で行いながら学校に通うものである。自立心、社会性、自主性、協調性を伸ばすとともに、地域の人が活動に関わることにより、地域で子どもを育てる意識を高める効果があることから、県内各地で広く実施されるよう支援する。 (教育庁生涯学習課)

<p>さわやかちば県民プラザにおける「学習研修事業」「交流事業」</p>	<p>さわやかちば県民プラザにおける「学習研修事業」の一環としてボランティア体験講座などを実施し意識の向上を図るほか、「交流事業」の一環として「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」を設置し、ボランティア活動に関する情報の収集・提供・相談・ネットワークの推進を行う。 (教育庁生涯学習課)</p>
<p>スクールカウンセラー等の配置</p>	<p>児童生徒の相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー等を中学校及び高等学校等に配置する。 (教育庁指導課)</p>
<p>不登校児童生徒等宿泊研修事業</p>	<p>県立青少年教育施設を会場に、不登校児童生徒等に対して、野外体験や宿泊体験を通して、自主性を回復し、社会的自立を促す。 (教育庁生涯学習課)</p>
<p>人権を尊重し差別を許さない教育の推進</p>	<p>教職員研修のあり方や保護者への啓発方法等についての協議や、学校人権教育指導資料集等の刊行等を通して、人権を尊重し、差別を許さない教育を推進する。 (教育庁指導課)</p>

② 学ぶ意欲、学ぶ力、活用する力の向上

【現状と課題】

平成 21 年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、「読書好き」「新聞やニュースに関心がある」児童生徒の割合は、全国平均を上回っています。一方、平成 15 年から平成 19 年まで行った県独自の学力状況調査では、学習意欲、物事の筋道を立てて考える思考力、自分の言葉で表現する力、学んだことを生活に活かそうとする意識に課題があることがわかりました。

学力については、これまでの調査で課題となっている「思考し、表現する力」の育成に引き続き取り組むとともに、読書等、本県の優れたところをさらに伸ばす教育に取り組む必要があります。

また、高等学校卒業後、就職・進学をしない生徒が高い水準で推移しており、勤労観・職業観を育てる教育に引き続き取り組む必要があります。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
「全国学力・学習状況調査」における学習の実現状況	勉強が好き (小学6年生) 国語59.3% 算数66.1% (中学3年生) 国語55.3% 数学53.7% (H21年度)	勉強が好き (小学6年生) 70.0%以上 (中学3年生) 60.0%以上
学校評価における保護者アンケートにおいて、「学習指導」に関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した保護者の割合	79.0% (H20年度)	85.0%

【施策の方向と具体策】

1 確かな学力の育成を推進します。

- ①子どもたちが、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して課題を解決するため、思考力や判断力、表現力等を身に付け、主体的に学習に取り組める教育を推進します。

2 乳幼児期からの読み聞かせ、読書活動を推進します。

- ①乳幼児期からの家庭での読書活動の充実を図ります。

②学校図書館の整備など、子どもたちが自主的に読書に親しむことができる環境整備を推進します。

3 豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成を推進します。

①「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を体系的・実践的に活用し、コミュニケーション能力の育成を推進します。

4 発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。

①幼児期においては、家族や身近な人、あこがれの人の喜びややりがいに触れる機会を多くし、将来の夢や希望をもたせます。

②小学校においては自己の将来について考える力を、中学校及び高等学校においては主体的に進路を選択する能力・態度を育成し、勤労観・職業観を養うキャリア教育を推進します。

5 環境を守るために行動できる教育を推進します。

①児童生徒を対象とした環境学習の機会の設定や指導者養成の取組など、総合的な環境教育を推進します。

事業名	事業の内容(担当課)
子どもの主体性を高める「ちばのやる気」学習ガイドの活用(評価問題の専用ホームページへの掲載等)	県内中学生の学力向上を目指し、各中学校に「学習ガイド」と「評価問題」を配信し、県の平均正答率を提供することにより授業改善を図れるようにする。 (教育庁指導課)
子どもの読書活動推進事業	千葉県子どもの読書活動推進計画(第二次)に基づき、子どもが自主的に読書活動を行うための環境整備に向け、子ども読書活動推進会議、子ども読書啓発のための集い、公共図書館と学校の連携を図るための研修会、乳幼児への絵本の読み聞かせボランティア養成講座等を開催する。 (教育庁生涯学習課)
キャリア教育推進事業(再掲)	学校の夏季休業中に、小・中・高校生を対象として、県内各地で科学や先端技術を体験する講座を開設したり、子どもが親の職場を訪問する「子ども参観日」を県内に広めるキャンペーンを実施したりするなど、子どもたち一人一人の勤労観・職業観を育成するキャリア教育を推進する。 (教育庁生涯学習課)
「総合的な学習の時間」新たなキャリア教育推進事業(再掲)	研究指定の中学校及び高等学校において、実社会のニーズを踏まえ「総合的な学習の時間」を中心とした年間のキャリア教育カリキュラムを開発し、教育課程への位置づけを推進する。特に、外部人材による授業等を活用し、職場体験などの体験活動の充実を図るとともに、現実的進路探索につなげる。 (教育庁指導課)

高等学校と大学の 連携の促進	高校生が大学レベルの授業を受講するなどの「高大連携」について、すべての地域の県立高校が取り組むとともに、県立高校に在籍するすべての生徒が大学レベルの講義等を体験できる環境を整備する。 (教育庁生涯学習課)
---------------------------	---

③ 健康・体力づくりの推進

【現状と課題】

平成 21 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、本県は体力合計点においては、小学校 5 年生、中学校 2 年生ともに全国上位に位置しています。しかし、親の世代と比べ、身長・体重は上回っているものの、ソフトボール投げなど、成績が下回っているものもありました。運動する子としない子の二極化についても全国と同様の傾向にありました。

体力など、本県の優れたところを伸ばすとともに、子どもたちに望ましい生活習慣を身に付け、健康・体力づくりなど、健やかな体の育成に取り組むことが必要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
小学校における新体力テスト(8種目80点)の平均点	49.0点 (H20年度)	49.5点

【施策の方向と具体策】

1 生活習慣の向上と健康・体力づくりへの取組を推進します。

- ①子どもたちが自ら考え、実践し、自ら評価をするという健康・体力づくりの進め方を学び、自分の健康は自分で守るという意識を持てるような取組を推進します。
- ②体育授業の改善等により、子どもたちの体力向上に取り組めます。

事業名	事業の内容(担当課)
いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプランの推進	子どもたちが自ら考え、自ら実践し、自ら評価するという健康・体力づくりの進め方の基礎を学び、自らの健康と一生は自分で守る気持ちを持たせるため、「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」を県民に広めるとともに、小学校・中学校・高等学校における健康づくりを推進する。 (教育庁学校安全保健課)
いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施	各学校の実態に応じて、体育の授業や業間休み・昼休み等の時間に仲間と楽しく協力しながら「みんなでリレー」や「長縄8の字連続跳び」など7種類の運動に取り組むことで、積極的な外遊びや運動する機会を奨励し、基礎的な体力・運動能力を向上させることや、運動を通して仲間とのコミュニケーションを高めることをねらいとする。 各学校から報告された記録を県教育委員会HPで公表するとともに、3期に分けて部門別ランキング1位や最も積極的に取り組んだ学校を表彰する。 (教育庁体育課)

(3) 学校を核とした、家庭・地域教育力の向上

(基本的な考え方)

「地域の子どもは地域みんなで育てる」という考えのもと、家庭と地域の教育力向上に取り組むとともに、学校を中心とした地域づくりを推進します。

① すべての教育の原点である家庭教育力の向上

【現状と課題】

少子化、核家族化、都市化などの進展により、家庭の教育力の低下が指摘されています。

「日々、仕事に追われ子どもに関わりたくても時間がとれない。」「子育ての悩みを相談できる相手が身近にいない。」など、子育てに不安を感じている保護者が多くなっています。このため、子育てや家庭教育に関する情報を得たり、相談できるウェブサイトを開設し、アクセス数は月平均3万件を超えています。

家庭教育はすべての教育の出発点であることから、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会及び情報の提供など、すべての家庭の教育力を支援するための取組を、より推進する必要があります。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
「全国学力・学習状況調査」において、「家の人と学校の出来事について話をしている」と答えた生徒の割合	59.6% (H20年度)	増加を目指します

【施策の方向と具体策】

1 家庭・学校・地域が連携して、家庭教育力の向上を図ります。

- ①地域性・地域環境を十分考慮しながら、様々な状況にある子育て中の親たちに対し、ホームページ等を活用し家庭教育力の向上を支援します。
- ②家庭・学校・地域が連携して社会全体で家庭教育を支えていく環境づくりを推進します。

2 子育て理解教育の充実を図ります。

- ①学校、幼稚園・保育所や企業等と連携し、親の役割や発達段階に応じた子育てなどについての情報を提供するとともに学習する機会の充実を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
学校から発信する家庭教育支援プログラム普及啓発事業	<p>子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、すべての家庭の家庭教育力の向上を図るため、「学校から発信する家庭教育支援プログラム」を全県の公立保育所・幼稚園・小学校・中学校に配布する。</p> <p>また、配布したプログラムを普及・啓発するため、市町村教育委員会、教員を対象とした研修会を行う。</p> <p>(教育庁生涯学習課)</p>
企業と連携して取り組む家庭教育支援啓発事業	<p>県内の企業の協力を得て家庭教育支援資料の社内掲示及び社内研修の場を活用した子育て支援講座の取組を通し、家庭教育の啓発を図る。</p> <p>(教育庁生涯学習課)</p>
親力アップいきいき子育て広場	<p>子どもの発達段階に応じた生活習慣、食育等も含めた家庭教育に関するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」を随時更新するとともに、コンテンツの開発を進め内容の充実を図る。また、家庭での悩みなどをメール相談で対応する。</p> <p>(教育庁生涯学習課)</p>

② 人と人のきずなを育てる地域教育力の向上

【現状と課題】

少子化、核家族化、都市化などの進展により、地域の教育力の低下が指摘されています。

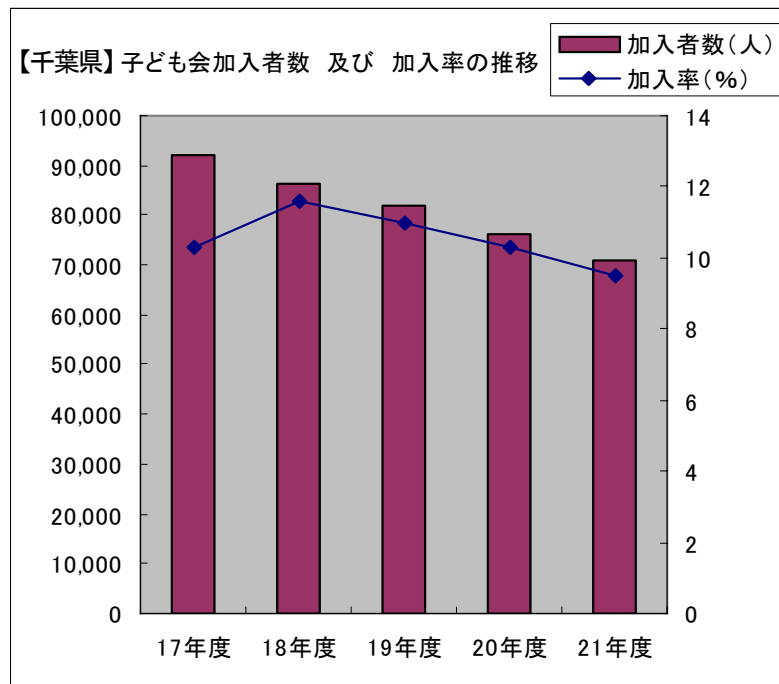
地域の方々の参画を得て、学校の空き教室などを活用した「放課後子ども教室」の取組により、子どもたちと地域の方との交流活動が盛んになりつつある一方で、子ども会などの団体数は減少しています。

学校においては、平成 12 年度からすべての公立学校における「学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会」の開催、平成 20 年度からは県立学校における「開かれた学校づくり委員会」の設置など、地域の教育力を取り込もうとする開かれた学校づくりが定着しつつあります。

地域においては、家庭・学校・地域の連携を進め、今後地域で活躍する団塊の世代の人々や地域の企業や団体など様々な教育力を活用し、子どもたちの社会性をはぐくむとともに、学校を中心としたさらなる地域の活性化を図ることが求められています。

地域とともに歩む学校づくりに向け、学校と地域の連絡・調整を担う地域コーディネーター等の人材を、市町村教育委員会と連携を図りながら発掘・育成する必要があります。

(関連データ)



・「加入者数」は、「千葉県子ども会育成連合会」に加入している子ども会所属の、未就学児（3才から5才）、小・中学生、高等学校生の合計である。

・「加入率」は、千葉県内の未就学児及び児童生徒数に対する加入者数を表す。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
学校評価における保護者アンケートにおいて「学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる環境が整っている」と回答した保護者等の割合	82.0% (H20年度)	85.0%
放課後子ども教室の実施箇所数	126か所 (H21年度)	増加を目指します

【施策の方向と具体策】

1 地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進します。

- ①学校が地域コミュニティの核となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進します。
- ②地域住民がボランティアとして学校をサポートする機会を増やしていくとともに、地域における学びの場づくりや、学んだ成果を生かす仕組みづくりを充実します。

2 学校を活用した県民への生涯学習機会を提供します。

- ①県立学校の持つ専門的機能や施設を地域に積極的に開放することで、県民が生涯学習・生涯スポーツに取り組める機会を提供し、地域教育力の向上につなげます。

事業名	事業の内容(担当課)
地域とともに歩む学校づくり推進支援事業	市町村教育委員会、PTA、地元企業等の支援団体の協力を得て、学校と地域との連携を図り、市町村ごとに、地域全体で、学校教育を支援する体制づくりを推進する。 (教育庁生涯学習課)
県立学校における「開かれた学校づくり委員会」設置事業	教育の目標や活動について説明・評価し、結果を公表するとともに、保護者や地域住民のニーズを学校運営に反映させるため、保護者や地域住民等からなる「開かれた学校づくり委員会」をすべての県立学校に設置する。 (教育庁生涯学習課)
「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の実施	県内の公立小・中・高・特別支援学校を単位に、学校、家庭、地域が連携した教育環境づくりを目指し、教職員、地域住民が自由に参加し、教育に関する様々な課題について本音で意見交換を行う。 (教育庁生涯学習課)
県立学校の開放の推進	県民の生涯学習・生涯スポーツの機会を提供するため、県立学校施設の開放や県立学校開放講座を行い、学習・スポーツの機会の拡充を図るとともに、県立学校における開かれた学校づくりを進める。 (教育庁生涯学習課・教育庁体育課)
放課後子ども教室推進事業	小学校の空き教室などを活用して、安全で安心して活動できる子どもの居場所を設け、地域住民の参加を得て、子どもを対象に、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を推進する。 (教育庁生涯学習課)

通学合宿への支援	<p>通学合宿は、子どもたちが地域の公民館等に2泊から6泊程度宿泊し、親元を離れ、団体生活の中で日常生活の基本を自分自身で行いながら学校に通うものである。自立心、社会性、自主性、協調性を伸ばすとともに、地域の人が活動に関わることにより、地域で子どもを育てる意識を高める効果があることから、県内各地で広く実施されるよう支援する。</p> <p>(教育庁生涯学習課)</p>
-----------------	---

(4) 次代の親の育成

(基本的な考え方)

子どもや若者に、学校や地域での様々な場を活用して、かつては多世代で構成する大家族の中で、親から子へ、子から孫へと世代を越えて、自然に受け継がれてきた生命の大切さや生命を育むことの喜び、家庭の果たす役割や意義などを伝え、次代の親を育てます。

① 生命の大切さや家庭の役割についての理解

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行により、かつては大家族の中で親から子へ、子から孫へと世代を超えて、自然に受け継がれてきた生命の大切さや生命を育むことの喜び、家庭の果たす役割や意義などを伝えていくことが困難になっています。また、中・高校生や若者の身近に、小さい子どもが少なく、乳幼児と触れ合う機会が減少しています。

このため、学校や地域において、子どもたちが小さいときから、乳幼児と触れ合うことのできる機会を増やすとともに、子どもを生み育てることの喜びや意義、生命の尊さ、小さい子どもをいたわる気持ち、生命の継承の大切さ、家庭の役割の理解を深める取組や教育を推進し、次代を担う子どもを育てることのできる親を育成することが重要です。

【施策の方向と具体策】

1 異年齢の交流機会を増やし、人とのつながりを大切にすることを育てます。

- ①学校と幼稚園・保育所が連携し、児童生徒と幼児との触れ合い活動や、親の役割や子どもを育てる意義などについて学習する機会の充実を図ります。
- ②市町村が設置する地域の子育て支援拠点等を活用し、夏休みなどを利用した継続的な育児ボランティアの受け入れとその情報提供や、親子で参加できる教室及び子育ての講演会の開催等を推進します。
- ③若い世代に向けて、子育ての意義等について積極的に広報や啓発活動を行います。

2 男女が相互協力のもとに、安心して子どもを生み育てることができるよう、男女共同参画社会への理解と主体的な取組を促進します。

- ①男女共同参画に関する講座や地域での活動を促進することにより、多様な価値観を持つ男女がそれぞれの生き方を尊重し合い、共に責任を持ちながら、子どもを生み育てる意識の醸成を図ります。

3 学校教育の場や地域での活動を通して生命の大切さや家庭や社会との関わりの大切さを学ぶ取組を推進します。

- ①子どもを生み、育てることの意義、生命の大切さや家庭や地域社会との関わり、人とのつながりの大切さについての理解を深める取組を推進します。

- ②学校教育の場で自立を支援する取組を積極的に進め、自立志向、社会参画意識を持った人間の育成を目指します。また、学校以外の場、例えば子ども会の運営などにおいても、子どもの自主性を大切に活動を支援します。
- ③地域における様々な体験活動、文化活動、地域活動等への子どもや若者の参画の推進を図ります。
- ④大人の生き生きした姿、真剣に取り組む様子を子どもに見せる場面を作ります。
- ⑤職業面での男女共同参画を進めるとともに、家事・育児等の女性の負担が大きいことを踏まえ、仕事・家事・育児・介護等への男女共同参画を実効的に進めるための意識啓発を学校教育の場から進めていきます。

事業名	事業の内容(担当課)
幼稚園教育指導資料集の作成	幼稚園、保育所、小学校の連携の在り方や具体的な事例を掲載した指導資料を作成し、県内の幼稚園に配付する。 (教育庁指導課)
親力アップいきいき子育て広場(再掲)	子どもの発達段階に応じた生活習慣、食育等も含めた家庭教育に関するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」を随時更新するとともに、コンテンツの開発を進め内容の充実を図る。また、家庭での悩みなどをメール相談で対応する。 (教育庁生涯学習課)
男女共同参画地域推進員事業	本県の男女共同参画をより効果的に推進するためには、地域の特性を踏まえた男女共同参画の取組を促進することが重要である。そこで、県や市町村と地域のパイプ役となる「男女共同参画地域推進員」の活動を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。 (男女共同参画課)
ちば県民共生センターにおける各種講座の開催	ちば県民共生センターにおいて、県民を対象に、男女共同参画の意識啓発や理解促進を図るため、基礎講座や様々な課題を男女共同参画の視点で捉えた講座を開催する。 (男女共同参画課)
心の教育推進キャンペーン(再掲)	県内の学校において授業公開を実施するとともに、心の教育啓発ポスター・実践事例集を作成し、幼稚園・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付する。また、ポスターについては図案募集を全県下を実施している。 (教育庁指導課)

② 次代の親を育てる健康教育

【現状と課題】

本県の20歳未満における人工妊娠中絶件数は平成15年の1,228件から毎年減少を続け、平成20年には674件と約半分に減少しました。20歳未満における人口妊娠中絶は母体への影響、特にその後の妊娠・出産への影響が大きいことから、性に関する正しい知識の働きかけをさらに継続していく必要があります。

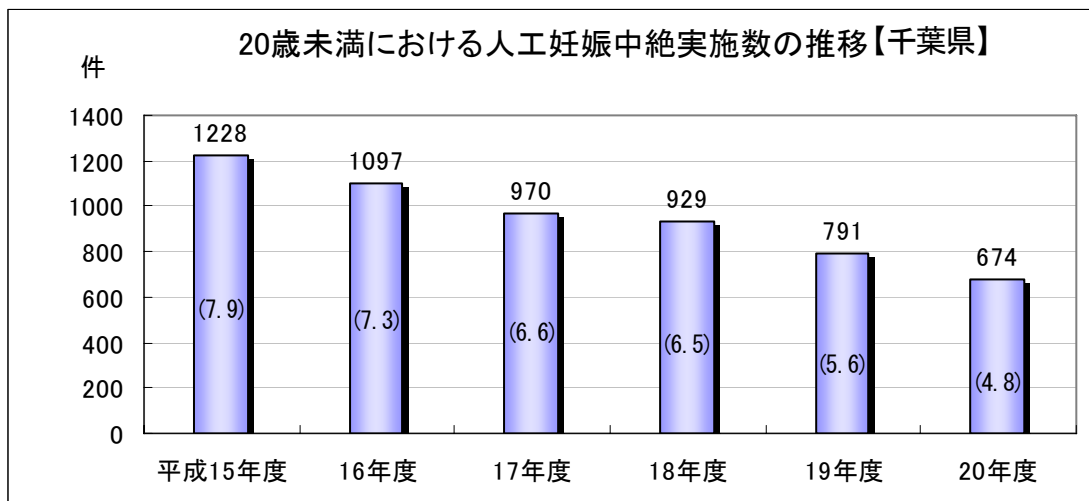
また、性感染症罹患者の低年齢化、過激なダイエット等による健康障害等も思春期世代の健全な心と体の育成にとって無視できない問題です。近年の情報化社会の中で、思春期の子どもは、情報の確かさがあいまいなまま、適切な取捨選択を行う前に自分の生活様式に取り入れ、その影響を受けやすい傾向にあります。

家庭と学校、地域がより緊密な連携を図り、子どもたちに対して思春期の性や健康に関する知識の普及・啓発を図ること、相談の場を提供すること、また、生命の尊さを教えることなど、思春期の心と身体の健全な成長を促すことが必要です。さらに、保護者をはじめ大人たちが、思春期の子どもたちの現状を理解し、大人としての接し方を考えることが重要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
10代の人工妊娠中絶実施率 (20歳未満女子人口千対)	4.8 (20年度)	減少を目指します

(関連データ)



注：()内は人工妊娠中絶実施率(20歳未満女子人口千対)

厚生労働省：衛生行政報告例

【施策の方向と具体策】

1 思春期保健対策を推進します。

①思春期の心身の発達に伴う変化、性や健康に関する正しい知識や情報を家庭、

地域、学校が適切に提供し、それに基づいて子どもたちが自ら考え、自ら決定できる能力を身に付けられるよう健康教育を行います。

- ②健康福祉センター（保健所）で実施されている思春期保健相談事業の一層の充実を図り、不登校、ひきこもりなど、思春期の心の問題を相談できる場を提供するとともに、子どもたちや周囲の大人が思春期の心の問題に適切に対処できる方法を身に付けられるよう支援します。
- ③子どもたちに心身の問題や食生活について相談しやすい場を提供するためには、大人が一方向的に伝えるような方式よりも、同世代の中・高校生同士で気軽に、また、それぞれの経験を生かしながら親身に相談を実施することが有効と考えられるため、県内でピア・エドゥケーターを養成し、仲間教育（ピア・エドゥケーション）を推進します。
- ④思春期の心のケアの専門家の養成研修を行い、精神保健福祉センター、病院、児童相談所、学校等で思春期の専門相談等を取り入れ、各機関での活動を充実させます。
- ⑤学校においては、思春期保健対策を推進するため、保健所、専門家との連携を進めるとともに、学習指導要領に基づく年間指導計画に従って、児童生徒の発達段階や受容能力に配慮して性教育を行います。
- ⑥子どもたちが、生命そのものに触れたり、生命を受け継ぎ、次につなげていくことの意義を理解できるような教育を行います。

2 家庭での教育を支援する環境づくりを推進します。

- ①男女がともに自分の体を守ることを知るため、また健康に子どもを生むための母体づくりのための教育を行います。
- ②学校、保健所、保健センターなど地域の各機関が連携し、子育て講座など、子どもの発達段階に応じた子育てや家庭教育の在り方を、親が学習することのできる機会を充実させます。
- ③父親の子育て講座への参加を促進します。
- ④職場においても家庭教育に関する学習が可能となるよう企業関係者と連携します。
- ⑤子育ての不安や悩みを持つ親に対し、保健、医療、保育など総合的な子育てに関する情報を小冊子やインターネットなどを通じ提供します。

事業名	事業の内容（担当課）
思春期保健対策事業	思春期の児童生徒やその家族等を対象に思春期特有の、身体や性、食生活、こころの問題に関する知識の普及・啓発を「思春期保健相談」や「思春期教室」「ピア・エドゥケーター相談」等により図っていく。 (児童家庭課)
青少年を対象とするエイズ対策講習会の開催	青少年を対象にした性感染症（エイズを含む）に対する正しい知識を普及するため、講習会を学校等において開催する。 (疾病対策課)

保健室相談活動研修会の開催	児童生徒の心の健康に関する問題の解決について、公立小・中・高等学校及び特別支援学校の養護教諭を対象とした研修会を実施する。 (教育庁学校安全保健課)
学校から発信する家庭教育支援プログラム普及啓発事業(再掲)	子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、すべての家庭の家庭教育力の向上を図るため、「学校から発信する家庭教育支援プログラム」を全県の公立保育所・幼稚園・小学校・中学校に配布する。また、配布したプログラムを普及・啓発するため、市町村教育委員会、教員を対象とした研修会を行う。 (教育庁生涯学習課)
企業と連携して取り組む家庭教育支援啓発事業(再掲)	県内の企業の協力を得て家庭教育支援資料の社内掲示及び社内研修の場を活用した子育て支援講座の取組を通し、家庭教育の啓発を図る。 (教育庁生涯学習課)
親力アップいきいき子育て広場(再掲)	子どもの発達段階に応じた生活習慣、食育等も含めた家庭教育に関するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」を随時更新するとともに、コンテンツの開発を進め内容の充実を図る。また、家庭での悩みなどをメール相談で対応する。 (教育庁生涯学習課)

(5) 若者の自立・就労支援

(基本的な考え方)

子どもや若者が夢や生きがいを持って、大人として社会的にも経済的にも自立した生活を送ることができるよう支援します。

① 若者の自立のために

【現状と課題】

児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子どもと若者を取り巻く環境は、大きく変化しています。とりわけ、携帯電話・インターネットの急速な普及は、子どもたちが性や暴力等の有害情報にさらされ、消費者トラブルに巻き込まれたり、犯罪の被害者や加害者にもなるという新たな問題を引き起こしています。

また、ニートやひきこもり、不登校・高等学校の中途退学問題、発達障害等の精神疾患など、子どもと若者の抱える問題は多様化・複雑化しています。特に、ニート等社会的自立に困難を抱える若者の自立をめぐる問題の背景には、不登校や中途退学等の問題を始めとした様々な問題が複合的に存在していると指摘されています。

子どもと若者が、心身ともにすこやかに育ち、社会的、経済的に自立していくためには、関係行政機関はもとより、家庭・学校・地域・企業等がそれぞれの役割や責任を果たしつつ、相互に協力、補完しながら、きめ細やかな健全育成施策の推進を図る必要があります。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
公立高等学校における不登校・中途退学生徒の割合	不登校 2.9% 中途退学 2.2% (H20年度)	不登校、中途退学 減少を目指します

【施策の方向と具体策】

1 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、関係機関・団体・NPOとの連携強化を図りながら、子ども・若者に関する総合的な施策を推進します。

①平成21年7月に公布された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、(1)多様化する子ども・若者の自立を支える体制整備、(2)非行防止対策の推進、(3)子ども・若者を育成する地域力の強化、(4)子ども、若者を取り巻く有害環境の浄化、等の効果的な施策の推進を図ります。

2 不登校・中途退学生徒の学校復帰や将来の社会的自立に向けて、支援体制の充実を図ります。

- ①行政機関のみならず、ボランティアやNPO法人、医療機関等、関係機関や専門家が連携してネットワークを構築し、地域全体で支援する仕組みづくりを推進します。
- ②子どもや保護者の多様な悩みや問題に対し、きめ細やかな対応が図れるよう相談支援体制の充実を図るとともに、学校に行くことができない子どもたちの居場所づくりを推進します。

3 地域若者サポートステーション事業を通じて、無業の若者（ニート等）の職業的自立支援を推進します。

- ①職業的自立に向けた相談体制の充実を図ります。
- ②社会生活を円滑に暮らすための自立支援プログラムの提供を行います。
- ③若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とネットワークを構築し、連携・協力して支援します。
- ④保護者、地域住民、教育機関等との連携を図るため地域若者サポートステーションの周知に努め、支援機関への早期誘導を図ります。
- ⑤企業と若者の交流機会を設定するなど、若者の状態を理解した受け入れ企業の開拓を図ります。

4 社会的自立のための力を養う環境整備を進めます。

- ①各種の地域活動をおこし、年齢に応じた社会体験、自然体験、組織での活動を通じて、社会的自立のための能力の育成を図ります。

5 社会的自立のために、「自立し、考え、行動する消費者」となるよう支援します。

- ①消費者、消費者団体、事業者、事業者団体等を連携して、広く学習の機会や情報を提供し、悪徳商法の標的となりやすい若者の被害を防止し、経済行為の主体として「自立し、考え、行動する消費者」となるよう支援します。

事業名	事業の内容(担当課)
子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の推進	近年の多様化・複雑化する子ども・若者問題に的確に対応し、総合的な施策の推進を図る。 (県民生活課)
地域若者サポートステーション事業	個別相談や自立支援プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。 (雇用労働課)
ふれあい心の友訪問事業	不登校児童の家庭に、児童福祉司の指導のもと、大学生等のボランティア（メンタルフレンド）を派遣し、児童とのふれあいを通じて心の問題の解消と、児童福祉の向上を図る。 (児童家庭課)

スクールカウンセラー等の配置（再掲）	児童生徒の相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー等を中学校及び高等学校等に配置する。 (教育庁指導課)
不登校児童生徒等宿泊研修事業（再掲）	県立青少年教育施設を会場に、不登校児童生徒等に対して、野外体験や宿泊体験を通して、自主性を回復し、社会的自立を促す。 (教育庁生涯学習課)
不登校児童生徒の地域における居場所づくりの実施	不登校児童生徒のための地域における居場所をつくるため、県立施設等を活用し、NPO法人等と協働して、不登校児童生徒の受け皿となるような活動を支援する。 (教育庁生涯学習課)
消費生活講座への講師の派遣	広報誌やポスター、リーフレット等により若年層への情報提供を行い、消費者被害の未然防止に努める。また、消費生活に関する講習会を実施する自治体、学校等へ講師を派遣し、「自立し、考え、行動する消費者」の育成を図る。 (県民生活課)
青少年相談員の活動の充実	次代を担う青少年を地域で守り育てるという理念のもと、各種スポーツや屋外活動並びに文化活動等の諸活動を通して、活力に満ちた一人の人間として成長するよう生活指導を行う。 (県民生活課)
青少年補導センター活動の充実	青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う各市の青少年補導センター及び各補導（委）員活動を充実・活性化するため、青少年補導（委）員大会や所長会議を開催するとともに、必要な支援を行う。 (県民生活課)
青少年育成県民会議事業	青少年が自主性と社会性を備え、豊かな教養と広い視野を持ち、未来の社会の担い手として健やかに成長するよう青少年健全育成市町村民会議、青少年育成団体、青少年育成指導者等と連携を図りながら青少年の健全育成に関する事業を展開する。 (県民生活課)

② 学校教育におけるキャリア教育の推進

【現状と課題】

近年の不況等の影響による新規学卒者に対する求人の大幅な減少、非正規雇用の増加などの厳しい雇用環境や、若者の勤労観・職業観の未熟さ、職業人としての基礎的資質や能力の低下など、学校教育から社会・職業への円滑な移行が大きな課題となっています。

また、これまでの座学中心の教育は、若者の自主性・コミュニケーション能力の低下、思考力・発想力の低下など、若者が社会に出たとき適応できない状況を招いているとの指摘があります。

このため、学校教育においては、子どもたちの将来の職業や生き方についての自覚を育てるため、コミュニケーション能力や勤労観・職業観の育成など、発達段階に応じたキャリア教育を推進する必要があります。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
職業体験を通じたキャリア教育の推進状況(実施中学校の割合)	96.3%(H20年度)	全公立中学校において積極的に実施
子ども参観日キャンペーン参加団体(企業等)	25か所(H21年度)	30か所

【施策の方向と具体策】

1 発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。

- ①幼児期の子どもたちには、家族や身近な人、あこがれの人の喜びややりがいに触れる機会を多くし、将来の夢や希望をもたせます。
- ②小学校においては自己の将来について考える力を、中学校及び高等学校においては主体的に進路を選択する能力・態度を育成し、勤労観・職業観を養うキャリア教育を推進します。

2 実践、実習、現場体験や生活スキルに重点をおいた教育を推進します。

- ①小中学校においては、千葉県が多様な地域産業と連携を図り、職場見学や職場体験など社会体験の中で、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎・基本を身に付けられる教育を推進します。
- ②高等学校ではインターンシップをはじめとしたキャリア教育を推進します。
- ③農業や工業などの専門高校においては、社会人になって知識を応用し、高度な労働市場に対応できるよう、大学や研究機関、地域産業界等と連携し、先進的な技術や企業技術者の実践的な指導により、職業人の育成を図ります。

事業名	事業の内容（担当課）
高校生インターンシップ推進事業	高等学校において、近隣の事業所等での就業体験（インターンシップ）を通じて、実際的な知識・技能に触れることにより学習意欲を喚起するとともに、主体的な職業選択能力や高い職業意識を育成する。（教育庁指導課）
キャリア教育推進事業	学校の夏季休業中に、小・中・高校生を対象として、県内各地で科学や先端技術を体験する講座を開設したり、子どもが親の職場を訪問する「子ども参観日」を県内に広めるキャンペーンを実施したりするなど、子どもたち一人一人の勤労観・職業観を育成するキャリア教育を推進する。 (教育庁生涯学習課)
「総合的な学習の時間」新たなキャリア教育推進事業	研究指定の中学校及び高等学校において、実社会のニーズを踏まえ「総合的な学習の時間」を中心とした年間のキャリア教育カリキュラムを開発し、教育課程への位置づけを推進する。特に、外部人材による授業等を活用し、職場体験などの体験活動の充実を図るとともに、現実的進路探索につなげる。 (教育庁指導課)
若年技術者ものづくり企業実習・交流推進事業	企業、高等技術専門校、工業高校等が連携し、企業技術者等による実践的指導や生徒の企業実習、指導員・教員と企業との交流機会等の創設等により、ものづくり企業への若年技術者・技能者を育成する。 (産業人材課・教育庁指導課)

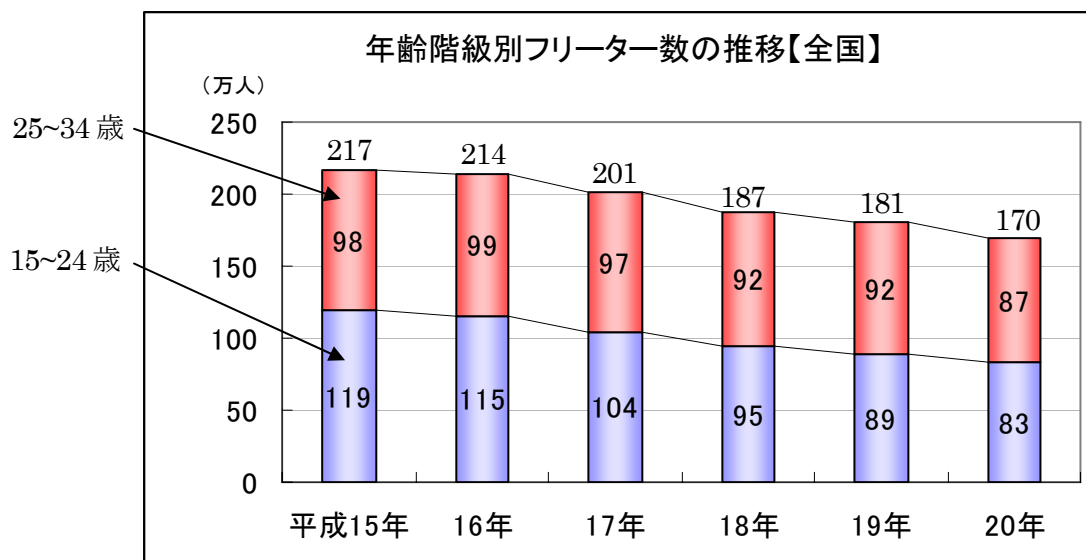
③ きめ細やかな就労支援の推進と充実

【現状と課題】

若者を取り巻く雇用環境は、失業率や早期離職率が高水準で推移するとともに、フリーターについては、ここ数年は減少傾向にあるものの、いまだ多い状況にあり、依然として厳しい状況が続いています。

教育、能力開発、就業支援等幅広い分野にわたり、地域社会や教育分野、産業界等が連携して、若者のキャリアアップが図れるよう就業に関する総合的支援を行い、次代を担う若者が適性及び希望に沿った職に就き、仕事を通じて職務能力を向上できるように支援することが求められています。

(関連データ)



※フリーター・・・年齢は15～34歳と限定し、また、在学者を除く点を明確化するため、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者のうち、①雇用のうち勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する形態が「パート・アルバイト」の者、④非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者と定義し、集計している。

厚生労働省「平成21年労働経済の分析」

【施策の方向と具体策】

1 ジョブカフェちばを活用し、若者の就業支援を推進します。

- ①ジョブカフェちばにおいて、職業観の養成から、職業能力の向上、併設のハローワークによる職業紹介まで、若者が仕事に就くまでのサービスをワンストップで提供していきます。
- ②キャリアカウンセラーが、若者一人ひとりの個性や適性に応じた仕事や進路について継続的に相談に応じるなど、きめ細かな支援を行います。
- ③市町村や地域の企業、学校等との幅広い連携、協力のもと、各種セミナーや若者と企業の交流事業など、若者の就業につながる実効性の高い事業を実施します。

事業名	事業の内容(担当課)
ジョブカフェちば 事業	<p>若者の就業支援・人材育成を目的に、ジョブカフェちばにおいて、専門のキャリアカウンセラーが一貫した就業支援を行うとともに、県内の高校・大学等の要請に基づき出張での個別相談やセミナーを実施する。</p> <p style="text-align: right;">(雇用労働課)</p>

④ 多様な職業能力開発の推進

【現状と課題】

若者を取り巻く雇用環境は、求人の減少、完全失業率の悪化、非正規労働者の雇い止めの増加など引き続き厳しい状況にあります。特に、ニートやフリーターなど職業スキルを積む機会が得られなかった若者は、本人に意欲があっても就労、特に、正規雇用としては難しい状況にあります。

また、ニートやフリーター等の若者一人ひとりの生き方や就労に対する考え方は様々であり、職業スキルを積むための職業能力開発に関するニーズも多様となっています。こうしたニーズを的確に汲み取り、それに応じた職業能力開発の実施やそれを支援するための情報提供やキャリア・コンサルティングを受ける機会の提供等が求められています。

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
デュアルシステム訓練事業における就職率(委託訓練活用型)	62.4% (H20年度)	65.0%

【施策の方向と具体策】

1 若者のニーズに合う多様な訓練を展開します。

- ①県立高等技術専門学校では、科目やカリキュラムの内容について適宜見直しを行い、就業に必要な技術、技能の習得を支援します。
- ②再就職をしようとする若者に対して、短期間で就業のための職業能力が身につくよう大学、専修学校、NPO法人、企業等の民間教育訓練機関を活用してIT、介護・福祉、観光、農業など様々な分野の職業能力開発の支援を推進します。

2 安定的な就業につながらない若者が、就業しやすいように職業能力開発の支援を推進します。

- ①若者の実践的・効果的な職業能力開発を支援するため、企業現場における実習訓練と教育訓練機関における座学を連結させた教育訓練であるデュアルシステム訓練を実施します。

3 若者のキャリア形成を支援します。

- ①職業能力開発等に関する情報の適切な提供、キャリア・コンサルティングを受ける機会の提供等を通じ、若者のキャリア形成を支援します。

事業名	事業の内容(担当課)
県立高等技術専門校の設置・運営事業	県立高等技術専門校において、新規卒業生をはじめ再就職や転職をしようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施する。 (産業人材課)
デュアルシステム訓練事業	フリーター等本格的な雇用に至らない者が職場に定着するよう、一定期間の企業での実習及びそれと一体となった教育訓練を実施する。 (産業人材課)
再就職等委託訓練事業	就業のための職業能力が身につくよう離転職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練を実施する。 (産業人材課)
「未来の名工」チャレンジ事業	若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を育てるため、キャリア形成の一助として、小中学生、高校生等を対象に高等技術専門校において、様々なものづくり体験コースを実施する。 (産業人材課)

4 一人の人として大切にしたい

障害のあるなしに関わらず、また、保護者等からの虐待に苦しむことなく、誰もがありのままに楽しく暮らせる社会を目指します。

(1) 児童虐待の防止

(基本的な考え方)

児童虐待の未然防止から発見、対応、家族関係支援まで切れ目のない支援を展開し、市町村や児童相談所等の相談体制やその機能を強化・拡充することで、社会全体で虐待を生み出さない環境づくりを目指します。

① 未然防止

【現状と課題】

児童虐待は、子どもの心身に重大な影響を及ぼす行為であり、家庭にとっても深刻な事態を引き起こす恐れがあります。児童虐待の件数は年々増加し、千葉県内の児童虐待相談対応件数についても、平成16年度には1,330件であったものが、平成20年度には2,745件と倍増しています。

増加する児童虐待を防止するためには、まず児童虐待の発生そのものを予防することが最も重要です。そのためには、育児不安を抱える保護者等が地域から孤立することを防ぎ、社会全体で子育てを支え合っていく地域づくりを進める必要があります。

子育ての悩みを気軽に相談できる場の確保や子育て支援サービスの活用等により育児負担の軽減を図るとともに、自発的に子育て支援サービスを利用しない家庭に対しても、訪問型のきめ細やかな支援等により、すべての家庭に支援の手を差し伸べていくことが必要となっています。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	39市町村 (H21年度)	全市町村
養育支援訪問事業の実施市町村数	18市町村 (H21年度)	全市町村

【施策の方向と具体策】

1 母子保健活動と連携し、児童虐待を未然に防止します。

①児童虐待の死亡事例は乳幼児に多く見られます。妊娠の早期から関わりを持つ母子保健従事者が、児童虐待に対する理解を深め、適切な支援を行えるよう、「母子保健虐待予防マニュアル」の活用を推進するとともに、実践的な研修を行います。

②市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等に関わる母子保

健推進員等へ研修を行い、訪問者の資質の向上を図る等、訪問支援活動の推進を図ります。

2 育児の孤立化を防止し、必要な支援につなげるための効果的な情報提供を行います。

①誰もが必要な時に、必要なサービスを利用できるよう、ニーズにあった情報提供を効果的に行い、積極的な利用を促進します。

3 地域ネットワークの構築により、地域全体で支援する仕組みづくりを推進します。

①行政機関のみならず、ボランティアやNPO法人、医療機関等、関係機関や専門家が連携してネットワークを構築し、地域全体で支援する仕組みづくりを推進します。

②地域ネットワークを活用し、支援を求めない家庭に対しても、必要に応じて、アウトリーチによる継続的な支援を実施できる仕組みづくりを推進します。

4 児童虐待防止に関する広報啓発を実施し、県民の意識の高揚を図ります。

①ひとりでも多くの県民が児童虐待防止に対する理解を深め、自発的に相談や通告ができるよう、オレンジリボンキャンペーンを実施します。

事業名	事業の内容(担当課)
母子保健指導事業 (再掲)	母子保健関係職員の資質を向上するため、また、母子保健における推進員活動の意義を啓発し、母子保健の推進について協力を得るため、研修会を開催する。 母子保健施策の総合的かつ効果的な実施及び今後の母子保健施策のあり方について検討し、関係諸施策との調整及び関係機関との連携を図るため、母子保健連絡協議会(市町村)・母子保健推進協議会(保健所)・母子保健運営協議会(県)を開催する。 (児童家庭課)
関係機関の体制の強化	通告窓口となる市町村等関係機関の支援体制を強化するとともに、各機関同士の連携強化を行う。 ・虐待相談を行う市町村職員(母子保健担当者を含む)等への研修の充実 ・関係機関連携強化のための各種会議の開催 (児童家庭課)
市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業(再掲)	県内の全市町村に「要保護児童対策地域協議会」が早期に設置されるよう専門的人材の確保が困難な市町村に専門家を派遣し、関係機関連携のネットワークの構築を図る。 (児童家庭課)
主任児童委員研修事業(再掲)	地域において児童福祉の中核的役割を担うことが期待されている主任児童委員に対し、研修を実施し、資質向上を図る。 (児童家庭課)
児童虐待防止に向けた啓発活動	児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務や相談機関の周知を図る。 (児童家庭課)

② 早期発見・早期対応

【現状と課題】

児童虐待を早期に発見し、迅速に対応することが子どもや保護者にとって最も大切なことです。

児童虐待の早期発見・早期対応は、児童相談所等の専門機関のみで解決できる問題ではなく、市町村との協働による関係機関連携のネットワークの構築が不可欠です。

平成21年12月現在、「要保護児童対策地域協議会」は県内47市町村で設置され、関係機関や関係者が情報や考え方を共有しながら、適切な連携の下、対応を図っています。県内の全市町村に「要保護児童対策地域協議会」が早期に設置されるよう推進するとともに、機能の強化を図ることが必要です。

また、虐待に対し適切な対応をとるためにも、児童相談所、市町村、学校、医療機関、保育所、警察など関係機関との連携体制を十分にとることが必要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
「要保護児童対策地域協議会」の設置市町村数	48市町村 (H21年度)	全市町村

【施策の方向と具体策】

1 児童虐待の早期発見を促します。

- ①児童虐待に対する社会的関心を喚起し、早期発見につなげるために、様々な機会を通して広報・啓発を行います。
- ②施設入所児童等への虐待を防止し、子どもたちが安心して生活を送れるよう、子どもたちの意見をくみ上げる仕組みを充実します。

2 相談機能の強化及び相談支援体制の整備・拡充を図ります。

- ①児童相談所及び施設の職員数を充実し、相談体制や機能を強化します。
- ②児童相談所職員の専門性を強化するための研修を充実します。
- ③子育ての悩みを傾聴する専門の電話相談や、日常的に相談を受けている民間の相談機関を支援します。

3 ネットワークの構築を推進し、効果的な対応を図ります。

- ①児童虐待の早期発見とその対応に不可欠なネットワークを実効力のあるものとするため、児童相談所、女性サポートセンター、学校、保健センター、福祉事務所、警察などとの連携を深めます。
- ②市町村に対しては、要保護児童対策地域協議会の設置を促進し、情報の共有等を行いながら、発見・通告・具体的な支援ができるよう推進します。
- ③乳幼児健診や学校の集団検診等において、医師・歯科医師と関係機関が連携して虐待

の早期発見に努めます。

事業名	事業の内容(担当課)
児童虐待防止に向けた啓発活動(再掲)	児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務や相談機関の周知を図る。(児童家庭課)
子どもの権利ノートの作成(再掲)	子どもの権利・参画のための研究会が提言した「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」にある「子どもはひとりのかけがえのない存在として、生きること(生存)、守られること(保護)、育つこと(発達・成長)、参加すること(参画)に関する権利が守られること」を子どもたち自身に伝えるため、子どもの権利ノートを作成し、施設入所児童等に配布する。(児童家庭課)
児童相談所の体制整備	児童相談所の体制を整備し、総合的な対策の推進を図る。 ・児童虐待等電話相談 ・児童虐待対応協力員の配置 ・心理療法担当職員の配置 ・保護者へのカウンセリング指導実施 ・家族関係支援 等 (児童家庭課)
児童相談所の専門性の強化	児童相談所の専門性を強化し、関係機関への助言機能の強化を図る。 ・児童相談所職員の専門性を強化する研修の実施 ・高度かつ困難事例に対応するため、弁護士・医師・臨床心理士等専門家の助言等を受けられる体制の整備 等 (児童家庭課)
関係機関の体制の強化(再掲)	通告窓口となる市町村等関係機関の支援体制を強化するとともに、各機関同士の連携強化を行う。 ・虐待相談を行う市町村職員(母子保健担当者を含む)等への研修の充実 ・関係機関連携強化のための各種会議の開催 (児童家庭課)
市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業	県内の全市町村に「要保護児童対策地域協議会」が早期に設置されるよう専門的人材の確保が困難な市町村に専門家を派遣し、関係機関連携のネットワークの構築を図る。(児童家庭課)
主任児童委員研修事業(再掲)	地域において児童福祉の中核的役割を担うことが期待されている主任児童委員に対し、研修を実施し、資質向上を図る。(児童家庭課)
児童相談所支援システム整備事業	児童相談所職員が児童相談に迅速かつ漏れなく対応できるよう、IT化による児童相談業務の改善を図り、児童相談所支援システムの適切な運用管理及び必要な機能追加を行う。(児童家庭課)
児童虐待死亡ゼロに向けた抜本的な対策の検討	社会福祉審議会に設置した社会的養護検討部会の「児童虐待死亡事例等検証委員会」において児童虐待死亡ゼロに向けた抜本的対策の検討を行う。(児童家庭課)
児童家庭支援センター事業	児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、助言、指導その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託による指導を行う。また、児童相談所、市町村その他の関係機関と連携し支援体制を確保することで、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。(児童家庭課)

DV被害者の子ども のケア	DV被害者の一時保護を行う女性サポートセンターに保育士や心理判定員を配置し、同伴する子どもたちの心のケアを行っている。また、子どもルームや学習室を整備しており、子どもたちが気兼ねなく遊び、学べる機会の充実を図る。 (男女共同参画課)
中核地域生活支援 センター事業（再 掲）	子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、民間サイドの福祉サービスの拠点となる「中核地域生活支援センター」を設置し、一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う。 (健康福祉指導課)

③ 虐待を受けた子どもと親への在宅支援

【現状と課題】

虐待を受けた子どもたちの多くが、大人との基本的な信頼関係を築く最も重要な時期に、大人との愛着関係が十分に育まれず、心身に深い傷を抱えています。

児童相談所では、虐待を受けた子ども（被虐待児）の心理的ケアや家族関係支援を行っており、社会的自立までを支援しています。

また、民間の相談機関などにおいても、被虐待児や虐待をした親を支援する様々な体制があり、児童相談所や関係機関と連携しながら、さらに強化していく必要があります。

被虐待児や虐待をした親への支援については、児童相談所や児童福祉施設など専門的な機関における支援が極めて重要ですが、子どもが地域の中で生活できるように、市町村や学校、保健センターなどのネットワークによる地域力を発揮して家庭を支えていくことも重要です。

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
児童家庭支援センターの設置数	2か所 (H21年度)	6か所

【施策の方向と具体策】

1 虐待を受けた子どもや虐待をした親への相談支援体制の強化を図ります。

- ①子どもとの関係に悩み苦しむ親がいつでも相談でき、悩みを傾聴してもらえる常設の相談体制を確立します。
- ②関係機関の連携強化を図り、要保護児童の相談・生活支援・権利擁護に関する地域のネットワークを構築します。
- ③児童虐待等により、情緒障害を有する子どもへの専門的なケア体制の充実を図ります。
- ④家族関係支援のためのカウンセリングや指導プログラムを用意し、個別の支援を充実します。
- ⑤児童支援家庭支援センターの設置を促進し、専門的な知識及び技術を活用した必要な援助を行います。また、児童相談所、市町村その他の関係機関と連携し支援体制を確保することで、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
児童家庭支援事業 (子ども・家庭110番)	子ども等のいじめや子育ての不安など、子どもに関わる様々な相談に応じるため、「子ども・家庭110番」を中央児童相談所に設置し、専門の電話相談員が夜間、土日、祝日の相談にも応じる。 (児童家庭課)

被虐待児等訪問心理療法等事業	心理療法担当職員が配置されていない児童養護施設に心理療法担当職員を派遣して、被虐待児童等への心理的ケアを行う。 (児童家庭課)
被虐待児童等へのグループ指導事業	被虐待児童及び保護者に対して精神科医や心理療法担当職員等によるグループ指導を行い、虐待の再発防止や被虐待児童の心身の健全な発達を促す。 (児童家庭課)
保護者カウンセリング強化事業	児童虐待を行う保護者に対して、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科医の協力を得て保護者の抱える問題等へのカウンセリングを行う。 (児童家庭課)
家族関係支援事業	家族関係支援プログラムの実施にあたるため、精神科医師やスーパーバイザー等専門家を活用した支援を行う。 (児童家庭課)
中核地域生活支援センター事業(再掲)	子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、民間サイドの福祉サービスの拠点となる「中核地域生活支援センター」を設置し、一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う。 (健康福祉指導課)
児童家庭支援センター事業(再掲)	児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、助言、指導その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託による指導を行う。また、児童相談所、市町村その他の関係機関と連携し支援体制を確保することで、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。 (児童家庭課)

(2) 要保護児童への支援

(基本的な考え方)

要保護児童の受け皿を整備するとともに、家庭的な雰囲気の中での養護体制の充実を図り、子どもたちの最善の利益を尊重しながら、社会への自立に向けて平等な機会が確保されるような体制づくりを目指します。

① 施設機能の見直し・施設の整備

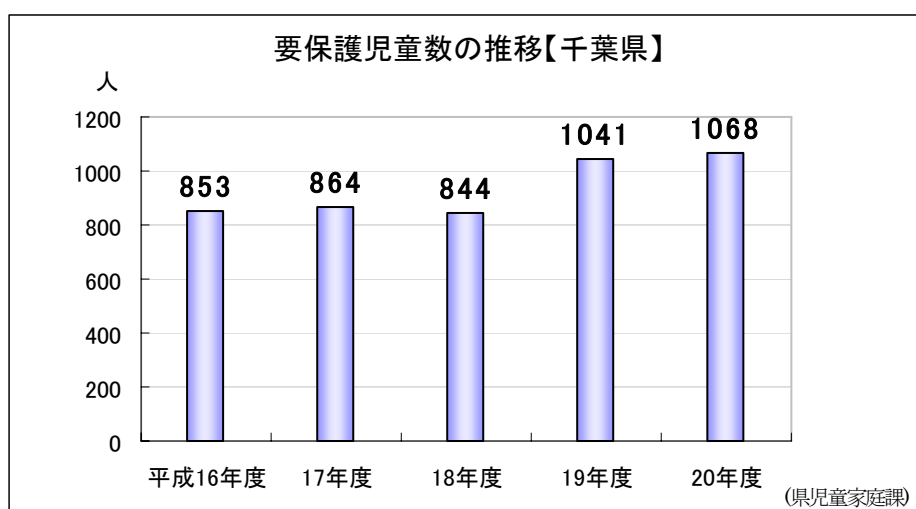
【現状と課題】

近年の児童虐待相談対応件数の増加に伴い、社会的養護を必要とする子ども（以下「要保護児童」という。）の数も増加しています。平成17年3月現在853名であった要保護児童数は、平成21年3月現在1,068名となり、ここ数年で200名あまりも増加しています。

現在、要保護児童の多くが、児童養護施設などの入所施設や里親等へ措置されていますが、入所施設のほとんどは大規模施設であり、さらに、入所児童数は満員の状態が続いており、要保護児童の受け皿整備が必要となっています。

また、虐待等により保護を要する子どもに心理的ケアや治療を行いながら、健やかな成長と発達を見守り、社会的に自立していくまで支援するためには、ケア形態を小規模化し、よりきめ細やかに子どもの発達を保障していく体制を整える必要があります。

(関連データ)



(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
------	---------	----------

地域小規模養護施設の設置数	3か所 (H21年度)	10か所
目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
自立援助ホームの設置数	3か所 (H21年度)	7か所

【施策の方向と具体策】

1 施設形態等の見直しにより、要保護児童対策の充実・強化を図ります。

- ①家庭的な雰囲気の中での養護体制を導入し、子どもたちの生活の質の向上を図るため、大舎制・中舎制から小舎制・小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の整備などの施設のケア形態の小規模化を図ります。
- ②県立児童福祉施設は、老朽化、狭隘化が進んでいることから、将来のあり方に関する外部有識者による提言等を踏まえ、総合的な検討を行い、計画的な整備を推進します。
- ③児童虐待の増加に対応するため、東上総児童相談所に一時保護所を整備するなど、児童相談所の機能強化を図ります。
- ④児童虐待により、心身に深い傷を負い、人間関係に困難を抱える等、心理的ケアや治療が必要な子どもたちを支援するため、情緒障害児短期治療施設等の専門的支援体制の整備について検討を行います。
- ⑤要保護児童の受け皿整備を図るため、民間児童養護施設・乳児院の設置や改修を促進します。
- ⑥施設のケア形態の小規模化に対応できるよう、職員の配置基準等について検討します。

2 保護機能の充実を図ります。

- ①児童虐待をした保護者に対して、司法介入による親子分離を含め、他の機関との連携の上、子どもに的確な支援をします。
- ②施設退所後の子どもたちや、心に深く傷を受けてうまく社会に適応できない子どもたちを自立するまで支援する自立援助ホームの設置を推進するとともに、就労支援を充実します。

3 地域支援体制を充実します。

- ①施設に入所している子どもの大学、専門学校等への進学を支援します。
- ②民生委員、主任児童委員、NPO法人などの地域力を活かして、虐待を受けた子どもを家庭や地域に返すための支援の充実を図ります。

4 児童養護施設等と地域の連携を密接にするための相談・支援体制を整えます。

- ①県立施設である富浦学園の施設整備に当たって、地域の子育て支援のための施設整備を図ります。

5 施設養護の質の向上を図ります。

- ①子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する施設職員や関係職員向けの研修を行い、職員の資質の向上を図ります。
- ②施設等における第三者評価を早期に全施設で導入するよう促進します。

事業名	事業の内容(担当課)
富浦学園施設整備事業	老朽化、狭隘化が進む県立児童養護施設の富浦学園を県に求められる養護を行う施設として整備するため、現施設敷地内の全面建替え及び地域小規模児童養護施設の設置による施設整備を図る。(児童家庭課)
東上総児童相談所一時保護所設置事業	児童虐待の増加に対応し、東上総児童相談所に一時保護所を新たに整備する。(児童家庭課)
生実学校の機能強化	施設退所前の児童への自立支援の必要性が高まっていることから、県立児童自立支援施設の生実学校の自立支援体制の強化について検討する。(児童家庭課)
情緒障害児短期治療施設の設置検討	特別な個別的ケアや医療的ケアが必要な児童の増加に対応するため、情緒障害児短期治療施設の設置について、施設のあり方、設備、人的な体制などを含めた運営形態・方法について検討する。(児童家庭課)
民間児童養護施設・乳児院の整備促進	要保護児童の受け皿整備を図るため、民間児童養護施設・乳児院の設置を促進する。(児童家庭課)
地域小規模児童養護施設の整備促進事業	小規模・家庭的な環境のもと、近隣住民との関わりの中で、児童の社会的自立を促進するため、民家・アパート等を活用した地域小規模養護施設を整備する。(児童家庭課)
一時保護所児童処遇改善促進事業	児童相談所の一時保護所に、非常勤の心理療法担当職員を配置することにより、児童虐待等により一時保護された児童への心理的ケアを行う。(児童家庭課)
児童自立生活援助事業の促進	義務教育終了後、児童福祉施設を退所し、就職する児童等は、近年の経済情勢の悪化などに伴う就職難もある中、厳しい環境におかれている。こうした児童等と起居をともにしながら就職先の開拓や、日常生活上の相談援助等を行い、社会的自立を支援する「自立援助ホーム」の設置促進を図る。(児童家庭課)
主任児童委員研修事業の実施	地域において児童福祉の中核的役割を担うことが期待されている主任児童委員に対し、研修を実施し、資質向上を図る。(児童家庭課)
施設生活等評価委員会事業	児童福祉施設に入所している児童等の人権擁護と適切な福祉サービスの確保又は入所児童等からの苦情等に関する適正で円満な解決を促進するために、千葉県児童福祉施設協議会が設置する施設生活等評価委員会に対して助成する。(児童家庭課)

② 里親制度の推進を図るために

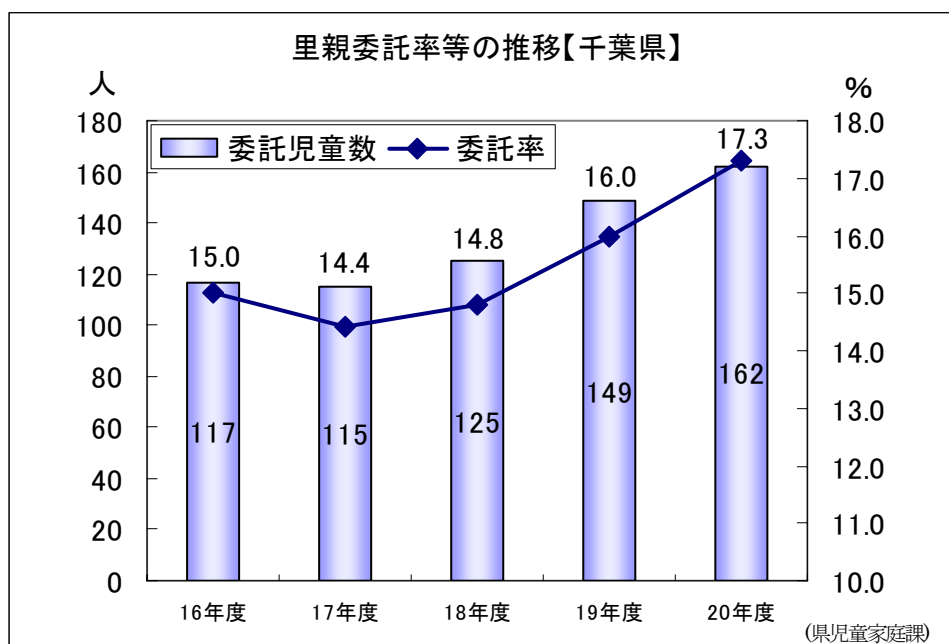
【現状と課題】

虐待などを受けた子どもの社会的自立のためには、児童の特性に応じた専門的な支援とともに家庭的な養育が必要です。要保護児童が地域の中で、より家庭的な生活を送るには、里親への委託が適しており、里親への登録・委託の拡大を図ることが必要です。

里親養育については、登録数が増加してきており、委託児童数も施設措置児童数と比較して平成20年度末には17.3%となっています。

里親制度は平成21年4月の制度改正により、養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親になるには研修を受講することが一定の要件になるなど、それまでの制度を見直すとともに、都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、里親制度の充実が図られました。今後はこれらの制度を十分活用し、里親の養育技術を向上させることが必要です。

(関連データ)



(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
要保護児童の里親への委託率	17.3% (H20年度)	21.0%

【施策の方向と具体策】

1 里親制度の推進を図ります。

- ①里親についての理解を深める広報等の充実を図ります。
- ②同じ社会的養護である里親養育と施設養育が、相互に連携していけるような体制を促進します。
- ③児童福祉施設で里親の育成や研修を行うなど、里親制度の推進を図ります。

2 里親の相談支援体制の充実を図ります。

- ①委託児童の適切な養育を確保するため、委託児童の養育等に関する相談に応じる専門員を配置します。
- ②里親間及び関係機関のネットワークづくりを推進します。

3 里親の養育技術の向上を図ります。

- ①児童虐待等により心身に有害な影響を受けた児童を養育する専門里親の充実を図るため、法改正により受講が義務付けられた養育里親への研修を活用し、養育技術の向上を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
里親制度の周知啓発	里親制度への理解を深め、特に虐待により心身に深く影響を受けた児童を養育する里親の充実を図るため、広報・啓発活動を実施し、里親制度の普及を図る。 (児童家庭課)
登録里親の拡充と制度の充実	①里親委託推進事業 中央児童相談所に里親委託推進員を配置するとともに、「里親委託推進委員会」を設置し、新規の里親の開拓や里親候補者と施設に入所している子どもとの交流を実施するなど里親委託を推進する。 ②里親養育相互援助事業(里親サロン) 里親が児童相談所等に集い、里親相互の交流を実施することで、里親の精神的負担の軽減を図るとともに、児童福祉司等の援助のもとに子どもの養育技術等の向上を図る。 ③里親制度充実事業 委託児童の適切な養育を確保するために、委託児童の養育等に関する相談を実施するため各児相に里親対応専門員(嘱託)を配置する。 (児童家庭課)
養育技術向上のための研修の実施	養育里親の登録のために義務付けられた養育里親研修(基礎研修、認定前研修)及び里親の養育技術を向上させるための研修等(応用研修)を実施し、養育技術の向上を図る。 (児童家庭課)
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム事業)	児童間の相互活用を活かしつつ、家庭的な環境の下で、相当の経験を有する養育者により、きめ細やかな養育を行う。ファミリーホーム事業の充実と設置促進を図る。 (児童家庭課)

(3) 障害のある子どもへの支援

(基本的な考え方)

次代を担う子どもが、障害のあるなしにかかわらず、誰もがありのままに生活でき、必要に応じて十分な支援を選択することが可能な社会の構築を目指します。

① 障害のある子どもと親への支援

【現状と課題】

子どもの時代は、出産期、乳幼児期、就学期、学齢期、青年期など成長に伴い育ちの場が大きく変化していきますが、特に障害のある子どもやその家族にとっては、ライフステージの変化に伴い、関わる制度や支援を行う者が大きく変わるため、支援の一貫性が途切れてしまうという大きな課題があります。

また、ひとくちに障害のある子どもと言っても、その子どもや家族の抱える課題は多様であることから、障害特性や家族の抱えるニーズに即した総合的な支援を行っていくことが必要です。

さらに、障害があっても、できるだけ身近な地域で暮らしていけるように、障害のある子どもやその家族にとって、身近な地域単位での支援体制を構築していくことが必要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
障害児ショートステイ指定事業の定員数	499人 (H21年)	事業者を積極的に支援し、増加を目指す
児童デイサービス指定事業者数	62か所 (H21年)	事業者を積極的に支援し、増加を目指す

【施策の方向と具体策】

1 子どものライフステージを通じた一貫した支援を行います。

- ①第四次千葉県障害者計画（H21～26）に基づき、障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制を構築するため、情報伝達ツールの整備などを推進します。
- ②在宅支援機能の強化により、子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。

2 専門的支援体制の整備を図り、早期発見・早期対応に努めます。

- ①保育所や幼稚園において、職員の気づきの能力を高めるため、専門職などで組織した指導チームが実際に巡回し、職員に対して技術的な支援を体系的に実施します。
- ②健診未受診者の把握と保健指導の実施について、市町村への働きかけを行います。

3 身近な地域単位での支援体制を構築します。

- ①親の育児負担を軽減するため、早い時期からの親への支援、短期入所や療育などのレスパイトサービス等を充実します。
- ②障害のある子を持つ親が、子どもの発達や家族生活の将来への見通しが持てるように支援する場を用意します。

4 障害特性を踏まえた、きめ細やかな支援を行います。

- ①自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）やその傾向を持つ子どもと親に対し、乳幼児期から、その人が必要とする支援を行っていく体制を確立します。
- ②医療ニーズの高い障害のある子どもに対し、医療系サービスと福祉系サービスが一体的に提供できるような仕組みづくりを行い、在宅での支援体制の構築を目指します。

事業名	事業の内容(担当課)
第四次千葉県障害者計画の推進	誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる「新たな地域福祉像」の実現を目指し平成21年1月に策定された「第四次千葉県障害者計画」を推進する。 (障害福祉課)
ライフサポートファイルの開発・普及	ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期に、一貫した支援が継続されるよう、家族と関係機関が共に子どもへの支援に関わるための情報伝達ツールとして「ライフサポートファイル」の開発・普及を推進する。 (障害福祉課)
療育支援コーディネーターの配置	療育支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する「療育支援コーディネーター」の設置を、圏域または市町村ごとを目安に推進する。 (障害福祉課)
障害児ショートステイの充実	家庭において障害のある子どもの介護が家族の疾病等により一時的に困難になった場合、短期間施設に受け入れるショートステイを充実する。 (障害福祉課)
特別支援アドバイザー事業	教育事務所に専門性のある非常勤職員を配置し、公立の幼稚園、小中学校、高等学校等の要請に応じて各学校を巡回し、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援のあり方や校内体制づくりについて、派遣先の教員、特別支援教育支援員、ボランティア等に対し助言・援助を行う。 (教育庁特別支援教育課)
特別支援教育社会人ボランティア養成・派遣事業	特別支援学校や小・中学校等において障害のある児童生徒等に対する支援を行うため、NPO法人等との協働により、学校生活の補助を行うボランティアを派遣するためのシステムを構築する。 (教育庁特別支援教育課)
発達障害児への支援	発達障害者支援センターにおいて、自閉症児等発達障害を有する児及びその家族や関係者からの相談や、関係機関等に対する発達障害支援に係る普及・啓発等を行い、専門性と広域性を活かした支援を行う。 (障害福祉課)
障害児等療育支援事業	障害保健福祉圏域ごとに実施事業者を指定し、福祉、保健、保育、医療等の専門家による巡回訪問療育相談事業を実施しており、障害のある子どもの在宅における福祉の向上に努める。 (障害福祉課)

<p>児童デイサービス等の充実</p>	<p>障害のある児童に通所してもらい、日常生活上の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。 (障害福祉課)</p>
<p>重症心身障害児への支援</p>	<p>日常的に医療的ケアや配慮を必要とする重症心身障害児に対し、通園事業や短期入所の実施、福祉・医療分野における横断的な連携体制の構築等により、在宅での生活を支援する。 また、東葛飾地域における重症心身障害児施設の整備に向けて、引き続き支援を行う。 (障害福祉課)</p>

② 地域で共に暮らすことができるように

【現状と課題】

障害のある子どもの通園、通学、就業には依然として厳しい現実があります。地域で、共に暮らし、共に学ぶために必要とする支援基盤が脆弱であり、さらに地域間で格差が存在しています。このため、保育所、幼稚園において障害のある子どもの受け入れ体制を整備し、また、地域の小・中学校では本人及び保護者の意思を尊重して共に学ぶ機会を整えていくことが重要です。

加えて、卒業後に向け、自立生活していくための経験を積み重ねることを支援する体制が身近に必要です。中学校の特別支援学級からの進学や職業的自立を目指すニーズから、知的障害を対象とする特別支援学校高等部生徒の増加が著しく、特別支援学校の過密化が進んでいます。

子どもたち一人一人のライフステージに応じた適切な支援と、教育・医療・保健・福祉・労働等関係機関のネットワークの構築が必要となっています。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H26年)
障害のある子どもの受入可能保育所数	491か所 (H20年度)	全保育所
障害のある子どもの受入可能 放課後児童クラブ数	418か所 (H20年度)	全クラブ
幼小中高の個別の指導計画作成率(注1)	78.5% (H21年度)	85.0%
幼小中高の個別の教育支援計画 作成率(注2)	45.3% (H21年度)	54.0%
高等部本科卒業生の就職希望者の就職率	86.8% (H20年度)	90.0%

(注1) 個別の指導計画・・・学校の教育課程において、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行われるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画。

(注2) 個別の教育支援計画・・・在学中のみならず乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点を持って作成され、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携協力して支援するためのツール(道具)となる計画。

【施策の方向と具体策】

1 保育所・幼稚園等で障害のある子どもの受け入れを促進し、共に学び、共に成長する環境を整備します。

- ①保育所・幼稚園等が、障害のある子どもを受け入れできるよう体制の整備を図ります。
- ②放課後児童クラブへの障害のある子どもの受け入れを推進します。
- ③学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症児等の発達障害児等に対する乳幼児期からの支援体制を確立し、保育所・幼稚園等での受け入れを推進します。

2 自立・社会参加に向け、持てる能力を最大限に発揮して学習できる教育の推進を図ります。

- ①幼・小・中・高等学校、特別支援学校において教職員の専門性・資質の向上を図るとともに、個別の指導計画等に基づき、一貫した支援を推進します。
- ②高等学校では、発達障害のある生徒への具体的な支援のあり方についての研究を、特別支援学校高等部では、職業的な自立を図るための取組を充実します。

3 子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応した学校づくりと支援ネットワークの構築に取り組みます。

- ①児童生徒の増加による学校の過密化や長時間通学の解消を図ります。
- ②幼・小・中・高等学校での校内支援体制の充実を図ります。
- ③地域の支援ネットワークの構築やボランティアによる支援システムなど、校外からの支援体制の充実を図るとともに、特別支援学校が担う地域のセンター機能の充実を図ります。

4 障害のある子どもたちが障害のない子どもたちと地域で共に学び育つ機会を充実します。

- ①特別支援学校と小・中・高等学校との交流及び共同学習をさらに充実するため、教育課程への位置づけを明確にし、年間計画に明示するなどにより取組を進めます。

事業名	事業の内容(担当課)
放課後児童クラブにおける障害児受入推進事業	放課後児童クラブにおいて、昼間労働等により保護者が家庭にいない障害のある子どもを受入れるための体制を整備するため、専門的知識等を有する放課後児童クラブ指導員の配置に対し補助する。 (児童家庭課)
保育所における障害児の受け入れ体制の整備(再掲)	保育所において、保育に欠け、かつ集団保育が可能な障害のある子どもを受け入れるための体制を整備するため、予備保育士の配置に対して補助する。 (児童家庭課)
特別支援教育経費補助事業	私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。 (学事課)
早期の教育相談支援体制の整備	障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談支援の充実のため、関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を行うとともに、就学前の幼児に対する「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援のため、市町村教育委員会が行う就学相談における、県教育委員会からの必要な情報提供等を行う。 (教育庁特別支援教育課)
特別支援教育コーディネーター	小・中・高等学校等の障害のある児童生徒への教育支援体制を整え、特別支援学校のセンター的機能を充実させるため、特別支援教育コーディネーター

研修の実施	<p>の役割、障害の理解、相談支援等について学び、小・中・高・特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの資質及び指導力の向上を図る。</p> <p>(教育庁特別支援教育課)</p>
特別支援学校教員企業実習	<p>障害者就労促進事業の一環として、生徒に対して適切な就労支援ができるように、特別支援学校教員を対象に企業実習を行い、高等部生徒の職業自立に向けた教員の資質向上と、障害者の就業に関するネットワーク体制の確立及び就業支援の一層の充実を図る。</p> <p>(産業人材課、教育庁特別支援教育課)</p>
特別支援アドバイザー事業（再掲）	<p>教育事務所に専門性のある非常勤職員を配置し、公立の幼稚園、小中学校、高等学校等の要請に応じて各学校を巡回し、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方や校内体制作りについて、派遣先の教員、特別支援教育支援員、ボランティア等に対し助言・援助を行う。</p> <p>(教育庁特別支援教育課)</p>
特別支援学校分校・分教室等整備事業	<p>特別支援学校の児童生徒の増加に伴う過密化に対応するとともに、軽度知的障害の高等部生徒の職業自立に向けた教育環境を整備するため、高等学校の施設を活用した分校・分教室の整備を行う。</p> <p>(教育庁特別支援教育課)</p>
特別支援教育社会人ボランティア養成・派遣事業（再掲）	<p>特別支援学校や小・中学校等において障害のある児童生徒等に対する支援を行うため、NPO 法人等との協働により、学校生活の補助を行うボランティアを派遣するためのシステムを構築する。</p> <p>(教育庁特別支援教育課)</p>